

## 甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 平成26年3月6日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（6名）

委員長	清水正二君	副委員長	八代静枝君
	坂本一之君		山本英俊君
	小浦宗光君		河野勝彦君

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（7名）

藤原正夫君	斉藤芳夫君
有泉庸一郎君	三浦進吾君
内藤久歳君	名取國士君
保坂芳子君	

---

### 説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	米山徳彦君	上下水道部長	市川孝嗣君
建設課長	奥野経雄君	都市計画課長	武川訓君
農林振興課長	興石春樹君	商工観光課長	花輪正純君
上水道課長	花田茂美君	下水道課長	飯沼覚君
建設総務係長	新海順一君	建設管理係長	飯沼源治君
建設土木係長	小林信生君	建築開発指導係長	名取晶子君
まちづくり推進係長	坂本一彦君	整備係長	中澤一昭君
緑化推進係長	名取藤吾君	農林総務係長	小林一三君
商工労働係長	三井美樹君	上下水道総務係長	二宮仁君

施設管理係長	水川良一君	工務係長	三井浩君
下水道 総務係長	山田洋君	建設管理係長	長田茂君

---

#### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中村宗和	書記	小澤明
書記	石原大助	書記	松井恵美

#### 審査内容

##### 条例審査

- 1 議案第33号 市道路線認定の件
- 2 議案第16号 都市計画法施行令の規定に基づく開発行為の規模を定める条例の制定の件
- 3 議案第22号 甲斐市公共物管理条例の一部改正の件
- 4 議案第23号 甲斐市道路占用料徴収条例の一部改正の件
- 5 議案第24号 甲斐市準用河川管理条例の一部改正の件
- 6 議案第14号 甲斐市都市計画法第34条第11号の規定に基づく開発行為の許可基準に関する条例の制定の件
- 7 議案第19号 甲斐市都市公園条例の一部改正の件
- 8 議案第20号 甲斐市立公園条例の一部改正の件
- 9 議案第25号 甲斐市地域し尿処理施設条例の一部改正の件
- 10 議案第26号 甲斐市農業集落排水施設条例の一部改正の件
- 11 議案第27号 甲斐市下水道使用料条例の一部改正の件
- 12 議案第28号 甲斐市上水道給水条例の一部改正の件
- 13 議案第29号 甲斐市簡易水道給水条例の一部改正の件

##### 補正予算審査

- 1 議案第2号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）
- 2 議案第10号 平成25年度甲斐市宅地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第7号 平成25年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 4 議案第12号 平成25年度甲斐市水道事業会計補正予算（第3号）

- 5 議案第 8号 平成25年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第2号）
- 6 議案第 9号 平成25年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第11号 平成25年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

内 容

- 1 塩崎駅構内塩崎架道橋改築に関する施行協定の概要について
- 2 冷間住宅建設工事の工期等の変更について

その他

開会 午前 9時25分

○委員長（清水正二君） ただいまの出席委員は6名でございます。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会いたします。

---

○委員長（清水正二君） 本日の会議を開きます。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案審査を行います。

審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、市当局の答弁もわかりやすい説明をお願いいたします。

なお、本日は、委員会条例第19条第1項の規定により、委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

審査については、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した審査日程予定により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは初めに、条例審査を行います。

議案第33号 市道路線認定の件を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） ご苦労さまです。おはようございます。

きょうは、何件か建設課はありまして、いろいろ時間がかかりますけれども、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、委員長の許しを得ましたので、議案第33号でございます。市道認定の件でございます。議案集101ページ、資料のほうは45ページになります。1路線の現地踏査をお願い

するものでございます。きょうは、強風注意報も出ておりました、雪も残っている中、申しわけございませんが、後ほど現場の確認をお願いしたいと思います。

場所は、双葉地区双葉東小学校のちょうど北側に当たります。上に上がりまして、ちょうど左側の開発地になります。路線につきましては、宅地開発の中の宅地造成道路ということで、60メートルほどの宅内道路でございます。道路の状況等につきましては、現場でご説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

市道の路線認定ということで、道路法8条第2項の規定によりまして、議会の議決をお願いする必要があります。これが案件を提案する理由ということで、あと道路の確認をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。審査については、現地踏査の後、委員会室へ戻ってから行います。

ここで、現地踏査に係る委員派遣についてお諮りいたします。お手元に配付した派遣計画書により、委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣承認申請は、委員長において作成し議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、現地へ向かうため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時30分

再開 午前10時19分

○委員長（清水正二君） それでは、会議を再開いたします。

現地踏査、ご苦労様でした。

それでは、これより審査に入ります。

先ほどの現地踏査を踏まえ、議案第33号について委員の質疑を受けます。

質疑はございますか。

山本委員。

○委員（山本英俊君） 先ほど、側溝のところの鉄ぶたがあったのですが、あそこはやはり半開きで開けたりできたりとかあるいは固定してやる、あれはその業者によって違う、それともこちらで行政のほうからお願いをすとかそういうあれはどんなふうになっているんでしょうか。

○委員長（清水正二君） 奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） 側溝のグレーチングの話でございまして、一応現場によって状況が異なります。今回も道路の中に、あの水路の位置はもともとあそこに水路がございまして、それを利用した中でやって、もとより車の車輪が通る位置になりますので、若干気をつけて施行はしてくださいよというふうなことは業者にお問い合わせをした経過もございます。

現場の状況においてですけれども、やはりグレーチングの音がいろいろ苦情をいただくものですから、強制はできませんけれども、そういう話は協議のときにはしておりますので、そんな結果でああいう形で片開きということで施工させていただいたものでございます。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

山本委員。

○委員（山本英俊君） もしそういう形で周りの新しく来た住民の方が取りかえてくれとかそういうのはこちらのほうへ、今度は市のほうで委託されているわけだから、やるという形になるわけでしょうか。

○委員長（清水正二君） 奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） 当然、周囲のご同意をいただく開発が大体全てでございまして、そのときにそういう話も出ますので、それは業者に伝達をして、できる限りという部分はありますけれども、そういう方向でやっておりますので、地元の要望もございます。

〔「移管後」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） こちらのほうへ移管後は。

○建設課長（奥野経雄君） 済みません。もちろん水路等の施設は市の管理ということでこれからやってまいりますので、壊れたときも市で修繕・補修は行ってまいります。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより、議案第33号 市道路線認定の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で議案第33号を終わります。

次に、議案第16号 都市計画法施行令の規定に基づく開発行為の規模を定める条例の制定の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） ご説明させていただきます。

議案第16号 都市計画法施行令の規定に基づく開発行為の規模を定める条例の制定の件ということで、議案集の59ページになりますので、お開きをいただければと思います。

本件に関しましては、これまで本委員会、暮れに開催されました双葉地区の自治会連合会の総会、研修会、それと同じく地域審議会等々で内容説明を行いまして、ご理解をお願いしたところであります。若干、一、二件反対意見等いただきましたが、全体的に内容の確認をいただいたものであります。

基本的な内容につきましては、何回かご説明申し上げまして、ご理解いただいていると思

いますので、簡単な内容の説明になりますが、双葉地区はもちろん蕪崎都市計画区域ということで、竜王、敷島地区とは中身が違った形で合併以来経過しております。

そんな中で、開発区域の許可面積ということで、双葉地区にありましては、いわゆる調整区域がございませんので、区域区分がない都市計画区域ということで進められてきております。

一方、竜王、敷島地区にありましては、調整区域がございまして、その中の都市計画区域ということで開発の許可面積が1,000平米以上、双葉にあつては3,000平米以上ということで相当の開きがある中でこれまで経過しております。

また、開発審査の手数料につきましても、3,000平米以上の双葉地区は手数料がかかりませんが、竜王、敷島地区は1軒13万ということで手数料をいただく中で進んでまいりました。また、この中で開発業者等々からもいろいろな苦言・提言もありまして、目と鼻の先でなんで対応が違うんだということで、ちょうど甲府蕪崎線の前後を挟みまして、また川を1本挟みまして全然違う話になっております。区域的には甲斐市で同じく住宅地でございますので、この辺の統一は図っていったほうがいいのではないかと、また指導する面でも支障を来しておりましたので、統一をするべく何年か前から話を進めてまいりまして、今回提案をさせてもらうものでございます。

これまでの経過でございますけれども、合併以来、この双葉地区の都市計画区域の先ほど13万かかるという軒数でございますけれども、約30軒ございました。この1年で10軒ちょっとの開発の申請がございまして、それぞれ終了しておりますけれども、13万円ということで、合計いたしましても、些少ではございますけれども、財源の一端になろうかということで考えております。

そこにごございますように59ページ、都市計画法施行令の規定に基づく開発行為の規模を定める条例ということで、一定規模の場合、市町村で条例を定めることで決めることができますよということの中で、甲斐市の蕪崎都市計画分双葉地区に限りまして、そこにごございます第2条になりますけれども、条例で定める規模ということで、開発区域の面積、蕪崎都市計画区域のうち甲斐市の区域においては1,000平方メートルとするということで、甲斐市全体の統一を図るということでお願いをするものであります。

あと今後の予定でございますけれども、ご審議をいただき、ご決定をいただいた後は、周知を図った中で6月1日くらいから施行を予定しております。

提案理由でございますが、重複いたしますけれども、甲斐市内の開発区許可面積の統一を



図り、計画的かつ安全で良好な市街地の形成及び居住空間の整備を推進する必要があるという  
ことで、この条例案を提出させていただき理由としております。よろしくご審議をお願い  
したいと思います。

以上でございます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより、議案第16号 都市計画法施行令の規定に基づく開発行為の規模を定める条例  
の制定の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第16号を終わります。

次に、議案第22号 甲斐市公共物管理条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） ありがとうございます。

それでは、議案22号 甲斐市公共物管理条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

なお、以降、これを含めまして3件、消費税法の改正に伴うものでございますので、よろしくお願いたします。

議案集では71ページ、資料集は18ページをお願い申し上げます。

では、説明をいたします。

本件に関しましては、ご存じのとおり4月から消費税法の改正に伴いまして、関係する所要の箇所の改正を一部改正ということでお願いするものであります。

内容につきましては、甲斐市公共物の管理条例ということで、簡単に申しますと、道路法の適用外の道路、また河川にありましては1級河川、2級河川及び甲斐市内で市長が指定しております準用河川9路線以外の河川に関する管理条例ということでご解釈をいただければと思います。道路につきましては、いわゆる生活道路、赤道等々の市町村道以外の道路、あるいは農道等が該当をいたします。河川にありましても、本日見ていただいた河川も含めまして、いわゆる小中河川、市街地に無数にありますけれども、地元にあります普通の河川、小河川等々が一応対象になるということでご理解いただければと思います。

その管理条例のうち、その認定あるいは国道、2級河川以外の普通の道路と水路に関係します使用料と採取料等の関係箇所、所要の改正ということで1.08ということになりますけれども、8%、国の改正にあわせまして消費税率の乗ずる定数でございますけれども、1.05を1.08ということで改正をさせていただく内容でございます。

議案集の71ページ、提案理由を読ませさせていただきます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律（24年法律第68号）になりますが、施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが条例案を提出する理由であります。

ということで、公共物管理条例の本市では、資料の18ページをごらんいただきたいと思います。使用料、採取料等のそこがございます別表になりますけれども、1から7略、8号になります。「前号の規定にかかわらず、使用料であって当該使用の期間が1カ月未満のもの及び採取料の額はこの表の規定により算出した額に1.08」ということで、これが新しい変更された後の数字でございます。右側の旧のところでは、従前どおり1.05ということで、乗じる算定割合が規定されておりますが、その「1.05」を「1.08」に変えていくということで、条例改正の一部をお願いするものであります。

なお、使用料にありましては、そこに1カ月未満ということがうたってございます。もちろん、長期間使用する場合は消費税はかかりませんが、消費税法の中に1カ月未満のものはいわゆる営業、業務用等々の一時借入れの使用料等が多い中で、他の業務もあわせて1カ月未満のものは消費税率を掛けるということで規定をされております。それと同様の取り扱いになっておりますので、この言い方になっております。

ということで、消費税法の改正に伴いまして率を改正するということでよろしくお願いをしたいと思います。

公共物の条例改正については、以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ございませんか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより、議案第22号 甲斐市公共物管理条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより、議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第22号を終わります。

続きまして、議案第23号 甲斐市道路占用料徴収条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、23号 甲斐市道路占用料徴収条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

議案73ページ、資料集のほう19ページになりますので、お開きをいただければと思います。

先ほど説明いたしました公共物管理条例の内容と全く同一でございます。消費税法の一部改正により所要の改正をお願いするものでございます。

これは、通常の道路占用料ということで、占用料の別表になりますけれども、やはり1カ月未満の占用料の算定割合を1.08に改正をさせていただくものであります。

提案理由につきましては、先ほどと全く一緒でございます。社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革ということで、消費税法の一部改正に伴いまして同条例の一部改正をお願いするというので、条例案の提出の理由になっておりますので、よろしくお願いたします。

簡単でございますが、以上でございます。同様の扱いをお願いをいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより、議案第23号 甲斐市道路占用料徴収条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第23号を終わります。

次に、議案第24号 甲斐市準用河川管理条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） ありがとうございます。

続きまして、24号 甲斐市準用河川管理条例一部改正の件ということで提案させていただきます。

議案75ページ、資料集は20ページをお願い申し上げます。

本件に関しましては、前2条の一部改正をご確認いただきました。全く同様でございます。消費税法の一部改正に伴い所要の改正を行うということでお願いを申し上げます。

ただ、こちらにつきましては、対象が準用河川管理条例ということで、要は簡単に言いますと砂利採取の場合の採取料に消費税かかっておりますので、それを8%に上げるということでございます。

この対象でございますが、河川法の規定によりまして、1級、2級河川以外に市長が指定した市内9路線の準用河川がございます。その河川に対する砂利採取料の別表の改正をお願いするものでございまして、20ページをごらんいただきたいのですが、採取料の額は「この表の規定により算出した額に1.08を乗じて得た額」とするということで変更をさせていただきます。と思っております。

なお、提案理由につきましては、全く同一でございますので省略をさせていただきます。

また、準用河川の砂利採取の消費税率を変更させていただきますけれども、合併以来9年

ちょっとたっておりますけれども、1件も採取の申請がございませんので、前2件も含めまして余り今後の収入等々の話には影響がございませんので、あわせて報告をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今、市内の9河川とありましたけれども、実質的にこの実績はないというお話なんですけれども、9河川、どこが指定というかあれになっているんですか。ちょっとそこをお願いします。

○委員長（清水正二君） 奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） 準用河川ということで、ちょっと地図が小さいのですが、全て旧双葉地区内でございます。どこかと、どういう説明をしたらよろしいかわからないんですが。

〔「川の名前を」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（奥野経雄君） では、棒読みをちょっとさせていただきます。

用の沢川、北沢川、滝沢川、稲久保川、鰻沢川、東川、雁沢川、雁に沢と書いて雁沢と申します。繫沢川、中沢川、この9路線でございます。

一番長い延長のところが1,800メートルほどございまして、あとは200メートルから700、800メートル程度の川でございます。

ちょっと地図説明しにくいので、後ほど一覧図をお配りの用意をして差し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（清水正二君） では、後ほど一覧図ということで。

〔「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 一応これが取れるということで、今まで実績がないということなんで

すけれども、もしそういう取りたいということがあれば取れるということですね。はい、わかりました。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより、議案第24号 甲斐市準用河川管理条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第24号を終わります。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時46分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

議案第14号 甲斐市都市計画法第34条第11号の規定に基づく開発行為の許可基準に関する条例の制定の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） それではご苦労さまです。

議案第14号 甲斐市都市計画法第34条第11号の規定に基づく開発行為等の許可基準に関する条例についてご説明をさせていただきます。

議案書の51ページからとあと定例市議会資料の2ページをお願いしたいと思います。

本条例につきましては、53ページの提案理由にもありますように、平成13年の都市計画法の一部改正によりまして、市街化調整区域における開発行為等に関しまして、地域の実情に応じた柔軟に活用できる実効性の高いものとするため、区域や基準等を条例で定めることで市街化調整区域内の既存集落やその周辺において一定の条件のもと開発行為等を認めることができるものとなっており、今回、市独自の基準による条例を制定し、既存集落内やその周辺で住宅等の建築が可能となるようにするものでございます。

この条例の内容等につきましては、委員会等で説明をさせていただいておりますが、本日、条例として提案をさせていただいております。

具体的内容につきましては、以前より説明させていただかせておりますが、この条例で指定する区域と用途につきましては、まず区域につきましては、市街化区域からおおむね600メートル以内で大字、道路等で指定した区域。2つ目が50戸連檐ということで、建築物の敷地相互間の距離が原則として50メートル以内で、おおむね50戸以上の建築物が連檐している区域、また3つ目として、原則として4メートル以上の道路に接する土地、幹線道路沿い等につきましては6メートル以上の道路に接する土地ということで、この3つの条件であればまる土地が対象となります。

対象の用途につきましては、自己用住宅、幹線道路等については第一種住居地域に準ずる者となっております。

指定区域につきましては、本日お配りしました資料にありますように、大久保、天狗沢地区から甲府南アルプス線周辺地区までの5地区と、西八幡地区から赤坂本線沿線の5地区が対象となっております。

以上が以前より説明していた指定させていただきました具体的内容となっております。

それでは、条例につきまして説明をさせていただきます。

51ページです。条例第1条につきましては、条例の趣旨、第2条に用語の意義を、第3条に指定する土地の区域としてこの条例で指定する土地の区域については、1号から4号までのいずれも該当する土地の区域のうち規則で定めるものを除いたものとしております。1号においては、先ほど説明をしました建築物の50戸連檐の部分、2号については道路条件、3号につきましては排水関係、4号については水道の関係を定めております。



次に、52ページお願いします。2項につきましては指定区域の告示関係、3項につきましては区域の変更等があった場合の告示関係でございます。

第4条につきましては、開発できる区域と環境保全上支障が認められる予定建築物等の用途を定めておまして、区域、用途につきましては、52ページの下の方に掲げております。別表によってちょっと説明をさせていただきます。第4条により開発できる区域につきましては、以前より説明をさせていただいております別表(1)の表の竜王は本竜王地区で、逆線引きの地区になります。篠原、万才、西八幡は甲府南アルプス線周辺地区、竜王南小学校周辺。竜王新町は、赤坂台ソフトパーク周辺地区。玉川アルプス通り南側から玉川団地周辺の地区になります。島上条につきましては、敷島庁舎の周辺地区。大久保・天狗沢は、大久保・天狗沢地区の一部であります。

この地域の建築可能な建物としましては、自己の住宅のみでありまして、表の右の用途欄にありますが、第4条で定めており、認められない建築物等の用途、いわゆる建築ができないものを定めております。アにつきましては、建築基準法別表第2、(1)項の第1条に掲げる建築物以外の建築物ということで、自己用の住宅以外のものはできないということと、イは、アに該当しない危険物の貯蔵または処理に供する建築物。ウは、第一種特定工作物。エは、第二種特定工作物。これらのアからエまでの該当するものは建築ができないこととなっております。

次に、53ページになります。(2)の1段目の西八幡のうち主要地方道甲府南アルプス線、これ廃軌道になりますが、以南のかつ市道信玄堤玉川線以西の市街化調整区域に存する区域で、市長が指定する区域。この区域につきましては、これまで説明をしております西八幡の逆線引きの区域となっております。

次の主要地方道甲府南アルプス線の道路端から50メートルの範囲と市道竜王田中線の道路端から両側30メートルの範囲の調整区域に存する土地の区域。ここで言う区域は、これまで説明をしております甲府南アルプス線の沿線と竜王田中線沿線の部分になります。

その3つ目の市道新町本線及び市道赤坂本線の道路の端から両側30メートルの範囲の市街化調整区域に存する区域で市長が指定する土地の区域。この区域につきましては、新町本線沿線と赤坂本線沿線となっております。

この用途につきましても、(1)と同様に右の用途欄にありますが、建築できないものを定めております。アにつきましては、建築基準法別表第2項の掲げる建築物。イは、アに該当しない危険物の貯蔵または処理に供する建築物。ウは第一種特定工作物。エは第二種特定

工作物。これらアからエまでに該当するものは建築ができないことになっております。

以上、条例の内容になります。

また、定例市議会資料の2ページに条例の施行規則等がありますので、こちらを説明させていただきます。

市議会資料、甲斐市都市計画法第34条の11の関係します条例の施行規則、「条例3条の指定する土地の区域のうち規則で定めるものを除く」とある除くものにつきまして、ここで規定をしております。規則の第2条の1号の農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域、2号の砂防法の規定により指定した区域、3号の地すべり等防止法の規定により指定した区域、4号の傾斜地の崩壊による災害防止の法律の規定により指定した急傾斜崩壊危険区域、5号の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定により指定した区域、6号の各文化財保護法の規定により指定した区域、7号の森林法により指定されている保安林の区域は、ここから除かれるという規則になっております。

また、条例第3条の2号の道路関係の幅員等は、規則の第2条の第2項に掲げております。条例別表1の区域においては、建築基準法第42条第1項の規定する道路ということで4メートル、別表(2)の道路の沿線沿いになりますが、開発としましては、幅員6メートルと定めております。

以上が規則の内容でありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 先ほど、大久保・天狗沢、市街化調整区域の中ですね。今、地元の人が住宅を建てるというご説明ございましたけれども、住宅を建てる場合、何平米ぐらい許くなるのか。あるいは地域の人でなければだめ、これがやはり地域の人だけで住宅ができるということになりますと、その辺の人たちはよそから入って来れない。例えば、島上条から

大久保とか天狗沢のほうへ住みたいと、それはだめなんですか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（清水正二君） 武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） この条例で言います区域につきましては、大久保・天狗沢地域でございまして、そこに住んでいる方々しか自己用住宅が建てられないという条例ではありませんので、その土地を誰か第三者が買って自己用の住宅を建てるのであれば、これは建築は可能です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 面積は500平米ですか、それともその1枚田んぼが300坪あったらそれもOKですか。その辺をちょっとお聞きしたい。

○委員長（清水正二君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） ただいまの三浦議員さんのご質問、建築の面積制限等あるのかというご質問だと思いますが、今回のこの条例、規則の中では、面積の要件は特定しておりません。面積要件については、現在、甲斐市のほうであります開発指導要綱の基準に基づきまして、市街化調整区域は200平米程度を下限とするというふうにありますので、この200平米を準用していきたいと考えております。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより、議案第14号 甲斐市都市計画法第34条第11号の規定に基づく開発行為の許可基準に関する条例の制定の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

これで議案第14号を終わります。

次に、議案第19号 甲斐市都市公園条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） ありがとうございます。

それでは、議案書の65ページ、あわせまして定例市議会資料の10ページをお願いしたいと思います。

議案第19号 甲斐市都市公園条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、提案理由にもありますように、釜無川スポーツ公園の山梨県からの移譲に伴いまして、条例に追加するものであります。釜無川スポーツ公園につきましては、合併前の平成14年度、県より旧竜王町に移譲の受け入れの照会がありまして、施設整備無償譲渡を条件に受け入れの回答を行っておりました。その後、県におきまして、用地処理、また相続等の用地処理が終了し、施設整備等が終了したため、今回移譲となったものであります。移譲の面積につきましては、5万3,507平米で、今回条例に追加させていただくものであります。

それでは、定例市議会資料の10、11ページをお願いいたします。新旧対照表がありますので、新旧対照表で改正の内容を説明させていただきます。

改正部分につきましては、3条関係の別表第1になります。第3条につきましては、都市公園の設置名になります。左の新しい欄にありますように、「島上条公園」の項の次に「甲斐市西八幡4261番地、釜無川スポーツ公園」を追加するものであります。

次に、12、13ページになります。第7条、8条関係の別表第2になります。第7条につきましては有料公園の施設、第8条が有料公園施設の利用となっております。12ページにありますように、これも同じように「島上条公園」の次に「釜無川スポーツ公園」を。施設名に「夜間照明施設、グラウンド、テニスコート、ターゲットバードゴルフ場」を。「供用日また使用時間は別に定める」ということで追加するものでございます。

次の、14、15ページになります。第17条関係の別表第3、17条につきましては使用料になります。「島上条公園」の次に「釜無川スポーツ公園」、また施設名の項目に「夜間照明施設、グラウンド、テニスコート、ターゲットバードゴルフ場」をそれぞれ追加するものでござ

ざいます。また、説明の中の別添で定める使用料、利用時間等につきましては、教育委員会のほうで甲斐市スポーツ施設使用料条例により金額等を定めております。今回の議会で条例改正をあわせてお願いしているところでございます。

以上、甲斐市都市公園条例の一部改正につきまして説明をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。

坂本委員。

○委員（坂本一之君） 済みません、こっちの建設課のほうで聞いていいのかあれなんですけれども、これ今まで県であったものですから、県からの負担金というような形で維持管理のほうはしてきたと思うんですけれども、今度は甲斐市ということですので、甲斐市の一般財源のほうから管理をするような形になるということによろしいでしょうか。

○委員長（清水正二君） 武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） 議員さんのおっしゃるように、今まで県から指定管理を受けて管理等をしておりましたが、4月以降は市のほうで管理をするということになります。

○委員長（清水正二君） 坂本委員。

○委員（坂本一之君） それによって、例えば管理費等が上回るとかというようなことはあるんでしょうか。

○委員長（清水正二君） 名取係長。

○緑化推進係長（名取藤吾君） 現在、釜無川スポーツ公園につきましては、先ほど課長の説明からもありましたように、指定管理施設として甲斐市が施設管理していますけれども、その指定管理料とほぼ同じくらいの普通交付税が今度市の財産になるということで、ほぼ同額の普通交付税が交付されますので、その中で、また多少のプラスにはなるとは思います、ほぼ同じ額ぐらいでの管理ができると思います。

以上です。

○委員長（清水正二君） 坂本委員。

○委員（坂本一之君） なるべくその範囲内でおさめることができればいいかなと思ひまして、またこれ先ほど課長が話していましたように、これは教育委員会が今度は施設のほうの予約とかというのは向こうになりますので、向こうでまた聞くのかなと思うんですけれども、こ

れによってメリットというか、優先的に甲斐市のほうが使えるとかというようなことは建設課のほうではわからないですかね、教育委員会ですかね。

○委員長（清水正二君） 名取係長。

○緑化推進係長（名取藤吾君） メリットにつきましては、今回の移譲に関しまして、老朽化した施設を全て県のほうで改修をしていただけるということもありまして、あと今まで釜無川スポーツ公園につきましては、市内だけではなく市外の利用者も利用されていたわけですが、金額の変更はありますけれども、同じように市内者、市外者の利用ができますが、市内者が料金が安いので、市内者が優先ということになります。

以上です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 議会資料の16ページで新という別表2条関係のところ、竜地公園というの……。これは違うのか。ごめんなさい、済みません。

○委員長（清水正二君） 20号は次になります。

○議員（有泉庸一郎君） 19号か、ごめんなさい、済みません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ございませんか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより、議案第19号 甲斐市都市公園条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第19号を終わります。

次に、議案第20号 甲斐市立公園条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） ありがとうございます。

続きまして、甲斐市立公園条例の一部改正につきまして説明をさせていただきます。

議案集の67ページ、あわせまして定例市議会資料の16ページをお願いいたします。

議案第20号 甲斐市立公園条例の一部改正についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、提案理由にありますように、現在、整備をしております竜地公園の開設に伴いまして条例に追加するものであります。

それでは、定例市議会資料の16ページをお願いします。新旧対照表にありますように、「双葉スポーツ公園」の次に「甲斐市竜地5141番地、竜地公園」を追加するものであります。

以上、甲斐市公園条例の一部改正についてご説明をさせていただきました。よろしく願いをいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ございませんか。なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） ちょっとお聞きしたいんですけども、竜地公園という名称になったんですけども、あれですか、竜地公園は大変広いので、ほかにそういう場所がないんですけども、例えば小学校の近くだからその辺の名称が出たのかどうか。例えば、東小の東側

でございます。あるいは消防署の近辺でございますから、そういうふうな案件とかご説明があったかどうか、ちょっとその辺お聞きしたいと思います。

○委員長（清水正二君） 三浦議員、名称の経緯ですか。

○議員（三浦進吾君） はい。

○委員長（清水正二君） 武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） 市立公園の名称につきましては、一昨年開設しました島上条公園等、基本的に所在地の大字名を公園名としているのが多いことございまして、今回も竜地地区ということで、また隣に竜地のため池というものもありますので、竜地公園という名称にさせていただきました。

以上です。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） これは4月1日から施行ですけれども、これは整備のほうは農林振興課でやると思うんですけれども、1日から供用開始というか開園というか、そういう考えですか。

○委員長（清水正二君） 武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） はい、4月1日から開園の予定でございます。

〔「はい、わかりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより、議案第20号 甲斐市立公園条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。



本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第20号を終わります。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時14分

○委員長（清水正二君） それでは会議を再開いたします。

議案第25号 甲斐市地域し尿処理施設条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） ご苦労さまです。

それでは、議案集の77ページ、議会資料では21ページ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議案第25号 甲斐市地域し尿処理施設条例の一部改正の件でございます。

これにつきましては、甲斐市地域し尿処理施設条例（平成16年甲斐市条例第119号）の一部を次のように改正するというものでございます。第6条中「次のとおり」を「次の各号に定める額に100分の108を乗じて得た額」に改めまして、同条第1号中「1,570円」を「1,500円」に改める。同条第2号中「2,100円」を「2,000円」に改めるというものでございますが、これにつきまして提案理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、これの施行に伴いまして所要の改正を行うというものでございます。

では、資料のほうの21ページをお願いいたします。新旧対照表のほうでございます。

第6条、中段のアンダーラインのところでございます。「次のとおり」のところでございますが、「次の各号に定める額に100分の108を乗じて得た額」というふうに改正いたしま

す。あと、1号の敷島台の使用料でございますが、「税込み1,570円」のところを「税抜き1,500円」。税込ですと1,620円ということで、月額50円、年間で600円のアップというふうになります。2号松島団地でございますが、「税込み2,100円」、これを「税抜き2,000円」ということで、税込2,160円で60円の月額アップとなりまして、年額720円のアップになります。

全体では、敷島台338戸ございますので20万2,800円の増、営業が2戸ございますので、これが2,400円。松島団地266戸でございますので19万1,520円のアップでございます。営業1戸でございますので、1,440円、合計しまして39万8,160円の増というふうになります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

質疑ございませんか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） ちょっと不思議な感じがして、旧では税込みですか、これは。税抜きで今新のほうをおっしゃいましたよね。これだけ見ると、何か1,570円の1,500円とってしまうんだけど、よく聞いてみたら1,620円だということなので、何かそういうのというのは、統一した考え方でやったほうがいいんじゃないかと。どうしてそういうふうに違う。

○委員長（清水正二君） 飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 今回、統一した流れのなかでこういうふうな改正をさせていただきましたので。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

〔「税込みから税抜きにね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 国のほうもそういうふうな指導をしておりますのでね。

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより、議案第25号 甲斐市地域し尿処理施設条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第25号を終わります。

次に、議案第26号 甲斐市農業集落排水施設条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） ありがとうございます。

それでは、議案集79ページ、議会資料22ページをお願いいたします。

議案第26号 甲斐市農業集落排水施設条例の一部改正の件でございます。

これも甲斐市農業集落排水施設条例の一部を次のように改正するというところでございますが、第13条中「算定」の次に「した額に100分の108を乗じて得た額」を加えまして、「10円」を「1円」に、「使用料1カ月当たり消費税含む」を「使用料1カ月当たり」ということで、「消費税」は抜きになっております。「2,100円」を「2,000円」、「231円」を「220円」に改めるという内容のものでございます。

これも消費税法の一部改正に伴います改正でございます。

それでは、資料の22ページをお願いいたします。新旧対照表でございますが、ちょうど中段のところのアンダーラインのところでございますが、「した額に100分の108を乗じて得た額を」というのが加えてございます。あとその下、「10円未満」のところを「1円未満」に変えてございます。あと、表中のところでございますが、旧は「消費税含む」でござ

いますが、今回は「税抜き」になってございます。額が「2,100円」が「2,000円」、税込みでは2,160円になります。世帯員割の「231円」が「220円」というふうに変えてございます。

この改正によりまして、1人世帯の場合は月額67円、年間で804円、2人世帯の場合は75円、年額900円、3人世帯の場合が82円、984円の増額になります。全体ですと、37戸、107人ということで、3万5,114円増額になる見込みでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより、議案第26号 甲斐市農業集落排水施設条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第26号を終わります。

次に、議案第27号 甲斐市下水道使用料条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） ありがとうございます。

それでは、議案集81ページ、議会資料23ページをお願いいたします。

議案第27号 甲斐市下水道使用料条例の一部改正の件でございます。

甲斐市下水道使用料条例（平成16年甲斐市条例第146号）の一部を次のように改正するというので、第4条第2項中「100分の105」を「100分の108」に、「10円」を「1円」に改める。第8条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改めるというものでございます。

附則、施行期日でございます。この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書きの改正の部分でございます。「10円未満」を「1円未満」に切り捨てるという内容のものは、平成26年6月1日から施行するという内容でございます。

あと、経過措置でございますが、ここで言うておりますのは、継続使用の場合、5月検針分までは5%、以降は8%になりますという内容のものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ページをめくっていただきまして、これも同じく消費税法の一部改正に伴います改正でございます。

次に、議会資料23ページお願いいたします。新旧対照表のほうで4条2項の部分、中段の部分ですが、「100分の105」を「100分の108」に、あと「10円」を「1円未満」に変えるという内容のものでございます。

あと、量水器の使用料も「100分の105」を「100分の108」に改正するものでございます。

これによりまして、標準世帯2カ月で45立米使用した場合につきましては、現行3,720円が3,834円ということで、2カ月で114円増になりまして、年間では684円の負担増ということになります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ございませんか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 細かい話になるんですけども、10円未満は切り捨てだと、以前はね。今度は1円になったということは、負担増になるということですよね。その辺の10円から1円にしたという根拠というか、その辺はどういうことなのかな。その辺は何ですか。

○委員長（清水正二君） 飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 本来、消費税ですから、切ってしまうのはおかしい話だったんですけども、昨年の4月から敷島分については甲府市のほうで徴収してもらう委託に変わりました。甲府は1円まででやっております。それに足並みをそろえる部分も必要だったということもありまして、今回こういう改正をさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（清水正二君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） それはこっちの考えだけれども、払う側にしてみれば、いわゆるそういう今言ったことをちゃんと説明してあげないと、今まで10円切り捨てたのになんで今度1円その分が乗っかるんだということもあるので、その辺のところはやはり利用者にある程度わかるように、消費税ただ上げたということの中での切り捨てる部分については、そういう扱いということではなくて、10円から1円になったということもやはりある程度理解してもらうような形の中でやっていったほうがいいかなというふうに思ひますので、その辺はどうですか。

○委員長（清水正二君） 山田係長。

○下水道総務係長（山田 洋君） 今、先ほど課長が説明したとおりなんですけれども、上下水道料金として一緒に徴収しているという形態がありますので、もともと甲府市については1円まで徴収していた。下水を10円単位にしても、結局合わせると1円のお金が発生してしまう。上水道料金も6月の定例議会の際に1円未満という改正をさせてもらったということで、竜王と双葉についても上水道料金が1円単位になったということで、下水道料金を10円単位にしていましても合わせて徴収するとなると、結局1円単位が出てしまうので、なおかつ下水道も消費税として国へ結果的にはお支払しなくてはならないので、総額ベースの中で105で割った5%分を払うという形になると、逆に要はお客様からいただひいていない分を払うということもあり得ますので、それで1円単位ということで正規に、市の負担分が

少ないようにお客さまに負担していただくというそういうことで1円単位に改正させてもらうものです。

以上です。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

〔「いいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 市川上下水道部長。

○上下水道部長（市川孝嗣君） おっしゃるとおりで、10円未満を今までは切り捨てていたということで、今担当の係長が申しあげましたように、10円未満を切り捨てていたということですが、うちのほうは、市のほうが国のほうに納める時には1円単位で計算をされますので、いわゆるそれ未満の部分については、市のほうでかわって負担をしていたということが上げられますので、今回消費税が5から8になったということで、正規の1円単位に直していこうというふうな考え方のもとです。

そういった内容の中で、今後も上水の関係もありますけれども、そんな内容で全ての内容について1円単位にさせていただいたということでございます。

以上です。

○委員長（清水正二君） 山田係長。

○下水道総務係長（山田 洋君） 先ほど、周知の関係というそちらの話にちょっと触れなかったもので、まことに申しわけありませんでした。

本定例会において議決いただきまして、4月号の広報等で周知、もしくは甲斐市のホームページ等で周知していく予定であります。

以上であります。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより、議案第27号 甲斐市下水道使用料条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第27号を終わります。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

議案第28号 甲斐市上水道給水条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

花田上水道課長。

○上水道課長（花田茂美君） お疲れさまでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、上水道課に関係します給水条例の一部改正の説明をさせていただきます。議案集の83ページをお願いいたします。

議案第28号 甲斐市上水道給水条例の一部改正の件について説明申し上げます。

提案理由につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨につきましては、消費税率とともに関連する工事費の算出項目及び料金計算、加入金の条文の表記を改めたものでございます。

条文に入ります。甲斐市上水道給水条例の一部を改正する条例。甲斐市上水道給水条例（平成16年甲斐市条例第156号）の一部を次のように改正する。第14条の見出し中、「及び同条第1項第8号」を削る。第26条及び第33条第2項中、「消費税相当額を加算した額」を「100分の108を乗じて得た額」に改める。



附則といたしまして、1の施行期日は4月1日。2の経過措置につきましては、要旨を申し上げますと、5月調定分すなわち4月、5月の使用料については5%、それ以降の6月調定、すなわち5月、6月分からは8%になるという内容でございます。

資料の24ページに新旧対照表がございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。左が新、右が旧の条例となっております。第14条の見出しにつきましては、まず旧のアンダーラインの箇所の「及び清算」と本分中の第8号の「消費税相当額」を削除してございます。これは、消費税相当額を費用の項目に含めることが適切ではないとされたことによるものであります。料金の第26条と加入金第33条につきましては、それぞれ旧の「消費税相当額を加算した額」を具体的に「100分の108を乗じて得た額」と改めております。

以上であります。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ございませんか。なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより、議案第28号 甲斐市上水道給水条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第28号を終わります。

次に、議案第29号 甲斐市簡易水道給水条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

花田上水道課長。

○上水道課長（花田茂美君） それでは、続きまして、議案集の85ページをお願いいたします。

議案第29号 甲斐市簡易水道給水条例の一部改正の件について説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほどの上水道給水条例の一部改正と同じでございます。

改正の要旨につきましては、料金にかかる消費税率と端数処理あわせて加入金の表記を改正したものでございます。

条文に入ります。甲斐市簡易水道給水条例の一部を改正する条例。甲斐市簡易水道給水条例（平成16年甲斐市条例第158号）の一部を次のように改正する。第4条第3項中「100分の105」を「100分の108」に、「10円」を「1円」に改める。第5条第2項中「消費税相当額を含む」を「に100分の108を乗じて得た額」に、「4万2,000円」を「4万円」に、「8万4,000円」を「8万円」に、「15万7,000円」を「15万円」に、「26万2,000円」を「25万円」に、「36万7,000円」を「35万円」に改める。

附則といたしまして、1の施行期日は4月1日。ただし、第4条第3項中ただし書きの規定は6月1日となります。ただし書きの部分は、端数処理に係る部分でございます。2の経過措置につきましては、要旨を申し上げますと、4月1日以降で最初となる4月の検針は、2月、3月の使用料でありますので、こちらは5%、次の6月検針が4月、5月分となりますので、ここからが8%となります。あと、端数処理につきましてもここから適用としたいという内容でございます。

資料の26ページをお願いします。新旧対照表になります。先ほどと同じく左が新、右が旧の条例となっております。料金第4条第3項のアンダーラインの箇所「100分の105」が「100分の108」に、「10円」が「1円」となっております。端数の扱いを、先ほど下水道課のほうからも説明があったようですが、上水や下水などとあわせた内容となっております。

加入金第5条第2項では、「消費税相当額を含む」を「に100分の108を乗じて得た額」に改正し、表の中で口径ごとの加入金の額を旧の税込みから税抜き表記に統一したものでございます。加入金につきましては、4月1日からの適用となります。

以上であります。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を受けたいと思います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより、議案第29号 甲斐市簡易水道給水条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

これで議案第29号を終了いたします。

以上で条例審査を終了いたします。

ここで、あらかじめ12時を経過する場合がありますけれども、ご承知おき願いたいと思います。

次に、補正予算の審査を行います。

議案第2号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りいたします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） それでは、そのようにいたします。

初めに、上水道課より第4款衛生費、第2項環境衛生費のうち上水道課が所管する内容に

ついて説明をお願いいたします。

花田上水道課長。

○上水道課長（花田茂美君） それでは、25年度2月補正予算説明書、済みません、こちらの26ページをお願いいたします。補正予算の説明書になります。

26ページをお開き願います。中段になりますが、4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費、こちら説明欄をごらんいただきたいと思います。説明欄016簡易水道事業特別会計繰出金94万円の減額となっておりますが、こちらの説明につきましては、後ほど審査をしていただきます簡易水道の特別会計のほうで詳細等説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上であります。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する、委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、上水道課関係の質疑を終了いたします。

職員の入替えのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時48分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

次に、下水道課より第4款衛生費及び第8款土木費のうち下水道課が所管する内容について説明をお願いいたします。

飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） ご苦労さまです。

それでは、補正予算説明書の26、27ページになります。よろしく願いいたします。

下段になります、第4款衛生費、第3項清掃費の中の008地域し尿処理施設特別会計繰出金224万円が減額でございます。これにつきましては、この後の特別会計のほうにて詳細説明をいたしますのでよろしく願いいたします。

次に、ページをめくっていただきまして28、29ページ、中段になります、第6款農林水産業費、1項農業費、目3農業振興費のナンバー20農業集落排水事業特別会計繰出金60万円の減額でございますが、これにつきましてもこの後の特別会計のほうで詳細説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、32、33ページ、上段になります、第8款土木費、4項都市計画費の目3下水道費、001下水道事業特別会計繰出金464万5,000円の減額になります。これにつきましてもこの後の特別会計のほうにて詳細説明いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する、委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、下水道課関係の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開を1時15分といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時12分

○委員長（清水正二君） それでは、午前に引き続き会議を再開いたします。

次に、農林振興課より第6款農林水産業費及び第13款諸支出金、第1項基金費について一括して説明を求めます。

興石農林振興課長。

○農林振興課長（興石春樹君） 大変ご苦労さまでございます。

それでは、農林振興課より2月の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

補正予算説明書の28、29ページをお願いいたします。

まず、第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業総務費につきましては、補正前の額1億1,593万円に対しまして25万9,000円の増額をお願いし、1億1,618万9,000円とするものでございます。内容としましては、第3節職員手当等で001農林業関係職員費の増額でありまして、財源内訳は一般財源であります。

次に、3目農業振興費につきましては、補正前の額6,614万9,000円に対しまして52万5,000円の増額をお願いし、6,667万4,000円とするもので、財源内訳であります。国・県支出金112万5,000円につきましては、補正予算説明書の10、11ページをお願いいたします。補正予算のほうです。入のほうのちょっと財源の関係の説明をさせていただきますので、補正予算説明書の10、11ページになります。

〔「前へ戻って」と呼ぶ者あり〕

○農林振興課長（興石春樹君） 今の資料で前へ戻っていただければ。申しわけございません、入の関係になりますので。

第15款県支出金、第2項県補助金、第5目農林水産業費県補助金、第1節農業費補助金でありまして、山梨農業ルネサンス総合支援事業補助金としまして112万5,000円となっております。補正予算説明書、大変済みません、今度は28、29ページに戻っていただきまして、一般財源につきましては60万円の減額であります。これは、020農業集落排水事業特別会計繰出金となっております。006地産地消事業第19節負担金補助及び交付金につきましては、竜王・赤坂地区活性化協議会が平成24年度より取り組んでおりますサツマイモ栽培事業に伴う機械購入の補助金として112万5,000円を補正するものであります。この事業につきましては、県単補助事業の山梨農業ルネサンス総合支援事業を活用するもので、今回、県の今年度予算には残があるということから、平成26年度予定をしておりましたトラクター、畝たてマルチ張り機、土壤消毒機の購入費を前倒しで補正をさせていただくもので、財源内訳は、先ほど説明をしました県支出金と平成25年度赤坂地区活性化協議会の補助金の一部を充てるものでございます。

きょう、資料、カラーコピーで購入する機械の資料、1枚になりますが資料が配ってあると思います。トラクターと畝たてマルチ張り機、土壤消毒機、この3つでございます。トラ

クターにつきましては、通常、畑の耕耘作業とあつこのマルチ張り機と土壤消毒機をセットで使うような形になります。畝たてマルチ張り機につきましては、トラクターの後方部にセットすることで、トラクターの動きにあわせて畝をつくりながらマルチ張りができるという機械でございます。土壤消毒機につきましては、トラクターの前方部にセットしまして、消毒液を土中に噴霧した後にマルチ張りをすることで、マルチ内に溶液が保たれ土壤消毒の効果が期待できるというようなことで、今回これらの機械を購入することで農作業の効率化を図るものでございます。

次に、補正予算説明書38、39ページをお願いいたします。

第13款諸支出金、第1項基金費、第4目渇水対策施設建設等基金費につきましては、補正前の額1万8,000円に対しまして、第25節積立金1万4,000円の増額をお願いし、3万2,000円とするものであります。第5目中山間ふるさと水と土保全対策基金につきましては、補正前の額1万3,000円に対しまして、第25節積立金1万円の増額をお願いし、2万3,000円とするものであります。

補正予算説明書の40、41ページをお願いいたします。

第11目ラインガルテン基金費につきましては、補正前の額524万5,000円に対しまして、第25節積立金3万6,000円の増額をお願いし、528万1,000円とするものであります。

財源内訳であります。その他財源につきましては補正予算説明書、また前のほうになりますが10、11ページのほうをごらんいただきたいと思ひます。第16款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金、第1節利子及び配当金で渇水対策施設建設基金が1万4,000円、中山間ふるさと水と土保全対策基金が1万円。12、13ページをお願いいたします。ラインガルテンの施設基金3万6,000円をそれぞれ補正をするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひをいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する、委員の質疑を行います。

質疑はございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ございませんか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、農林振興課関係の質疑を終了いたします。

職員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時20分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

次に、商工観光課より第7款商工費及び第13款諸支出金、第1項基金費について説明をお願いいたします。

花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） ご苦労さまです。

それでは、商工観光課の2月補正予算についてご説明いたします。

補正予算の説明書28、29ページからお願いします。

第7款商工費、1項商工費、第3目観光費、010観光推進事業、15節工事請負費730万円の減額補正につきましては、信玄堤公園の駐車場整備工事の執行残額を減額補正するものです。

続きまして、補正予算説明書の40、41ページをお願いします。

13款諸支出金、第1項基金費、12目地域振興基金費、001地域振興基金積立金221万3,000円の増額補正につきましては、サテライト双葉など4公営競技場の場外売り場から市への負担金の決算見込みと基金利子による決算見込み額による増額補正であります。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。



[発言する者なし]

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、商工観光課関係の質疑を終了いたします。

職員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時24分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

次に、都市計画課より第8款土木費、第4項都市計画費及び繰越明許費について説明をお願いいたします。

武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） それでは、都市計画課の補正についてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の30、31ページをお願いいたします。

第8款土木費、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費につきましてご説明をさせていただきます。補正の内容としましては、都市計画課の職員の退職による人件費と塩崎駅周辺整備事業におけます塩崎アンダーガード工事委託料の減額をお願いするものであります。

それでは、補正前の額が4億3,309万7,000円に対しまして、3億275万円の減額をお願いしまして、1億3,034万7,000円とするものであります。補正額の財源の内訳としましては、国県支出金が1億2,294万5,000円、地方債が1億7,100万円、一般財源が880万5,000円をそれぞれ減額させていただくものであります。

内容としましては、001都市計画関係職員につきましては、都市計画課職員の退職及び人事異動に伴います給料200万円、職員手当が21万円、共済費が54万円の職員関係経費合計275万円の減額をお願いするものであります。

次に、014塩崎駅周辺整備事業につきまして、塩崎駅のアンダーガードの第1期工事分3億円の減額をお願いするものであります。アンダーガードにつきましては、設計協定締結に向けての協議に時間を要したため、設計完成が昨年12月末となり、現在、施工協定締結の協議をしている段階であります。年度内には協定を締結し、新年度から工事に入る予定であ

ります。また、今回減額をした委託料3億円につきましては、新年度予算に計上させていただいております。

次に、32、33ページをお願いします。第2目幹線道路整備につきましては、歳出の変更がなく事業にかかわります財源のうち国県支出金1,744万9,000円、地方債1,350万円を減額しまして、一般財源3,094万9,000円を増額させていただいたものであります。これは、開発1号線の用地に係る交渉が成立し、用地補償に係る経費を昨年6月に補正対応させていただきまして、補助金の追加要望を行いました。本年度国において追加要望に対する対応がなかったため、今回財源の更正をさせていただきまして、一般財源で対応させていただくということになりました。

以上です。よろしくお願いをしたいと思います。

済みません、続けて繰越明許の関係、43ページになります。繰越明許費の変更であります。

繰越明許費につきましては、第8款土木費、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費の014塩崎駅周辺整備事業についての繰り越しの変更をお願いするものであります。

内容としましては、市道双田線、市道山本線に関係します甲府韮崎線塩崎交番前の交差点の改良工事に伴いまして県の用地交渉がおくれたため、市の用地取得部分の取得が困難になったため、公有財産購入費の213万6,000円の繰り越しをお願いするものであります。

次に、まちづくり推進事業費になります。内容としましては、社会資本総合交付金を受けるため都市再生整備計画を策定しなければなりません。現在、甲斐市では、竜王地区と敷島・双葉地区の2つの計画を持っております。本年度、竜王地区の都市再生整備計画の最終年であり、新計画を策定する予定でありましたが、国の指示により、市全体の都市再生整備計画の見直しが必要となったため、新年度に予定をしております敷島・双葉地区の新規計画とともに進めるため繰り越しをお願いするものであります。

次に、第8款土木費、第4項都市計画費、第2目幹線道路整備費の01幹線道路整備事業について、開発1号線道路改良工事、道路舗装工事において甲府市にお願いをしております水道工事及び東電等の電柱移設工事におくれが生じたため、工事費の8,170万円、補償補填賠償金の360万円の繰り越しをお願いするものであります。

以上です。よろしくお願いをいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、都市計画課関係の質疑を終了いたします。

職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時30分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

次に、建設課より第8款土木費、第1項土木管理費、第2項道路橋梁費、第3項河川費、第5項住宅費、第13款諸支出金、第1項基金費及び繰越明許費について説明を求めます。

奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） お疲れさまです。午前中はありがとうございました。

それでは、建設課関係の補正予算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書28ページ、29ページの一番最下段と30、31ページにかかります。追って表示をいたしますので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず土木費の土木管理費関係でございます。28ページ、30、31ページになりますのでよろしくお願い申し上げます。

土木管理費関係につきましては、30ページ、31ページをもって説明をさせていただきます。全体で言いますと、補正前の額2億1,435万2,000円に69万3,000円補正減をお願いいたしまして2億1,365万9,000円とさせていただくものでございます。

財源の補正内容でございますけれども、国庫支出金49万5,000円ということで減額をさせていただきます。これに伴いまして一般財源のほうも19万8,000円の減額ということで対応させていただくものでございます。

内容でございますけれども、31ページの上段、説明のところの欄にまいります。002土木管理関係嘱託職員費、失礼いたしました、申しわけございません。1ページ戻っていただきまして29ページからになりますのでお願いいたします。一番下段でございます。001土木管理関係職員費ということで50万2,000円。これにつきましては、人件費の調整をしていただいた中で職員手当と職員の異動等に伴いまして50万2,000円の増額をお願いするものでございます。

31ページ、申しわけございません、002にまいりますは土木管理関係嘱託臨時職員費ということで、三角219万5,000円の減額になりますが、これは嘱託臨時職員関係の予算計上取り扱いを人事課のほうで行いますので、これに伴いまして建設課関係の予算が減額をさせていただくものでございます。

あと012土木総務事業100万円をお願いいたしますけれども、これは、その左にございます負担金補助、交付金の100万円でございます。こちらにつきましては、県の事業になりますけれども、山間部、急傾斜地の崩壊対策事業ということで年次計画で進めていただいております。その負担金の1割ということで100万でございますが、内容につきましては、敷島前屋地区になります。前屋の住宅地の裏手になりますけれども、急傾斜地の対策事業ということで現在取り組んでいただいております。26年度に完成をいたしますが、県の事業の前倒しの事業が認められたということで、事業費の増加に伴いまして10%の100万円を地元の負担金ということで増額をお願いするものでございます。なお、前屋地区の対策工事は、26年度までかかる予定でございます。

以上、合計で、先ほど申しました69万3,000円の減額ということになりますが、お願いをするものであります。

次に、30、31ページでございます。道路橋梁費の補正内容についてご説明をさせていただきます。

まず、1目道路維持改良費でございます。事業費の変更はございません。繰入金等の財源更正をしていただいたものでございまして、事業費の増減はございませんので、お願いを申し上げます。

2目へいきまして道路新設改良費、こちらにつきましては、補正前の額8,983万7,000円に300万円補正減をお願いし、8,683万7,000円ということでお願いをするものであります。内容につきましては、右側31ページになります。道路新設改良事業、三角300万ということで、これも入札差金等によります執行残を今回減額させていただくものでございます。

続きまして、河川費にまいります。その下になります。3項河川費、こちらにつきましては、1目の河川維持改修費でございます。こちらも事業費の増減はございません。全体の国庫補助金の中で調整をしていただきまして、財源更正ということで国庫支出金の増額、繰入金等の減額ということでよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、32、33ページをお願いいたします。飛び飛びで申しわけございません。

8款土木費、5項の住宅費でございます。こちらにつきましては、補正前の額4億2,314万5,000円に2,288万5,000円減額をお願いしまして4億26万円ということでお願ひをするものでございます。財源内訳につきましては、国庫支出金6万4,000円増額、繰入金554万6,000円の減額ということで、あと一般財源も合わせて1,740万3,000円の減額ということでお願ひ申し上げます。こちらにつきましても33ページの右側になります。市営住宅整備事業ということで、現在やっております工事の入札差金等の執行残を減額させていただくものでございます。具体的には、委託料、こちらは設計管理等の委託料でございます。あと工事請負費1,769万6,000円が入札差金等の執行残額を今回補正減ということでお願ひをするものであります。よろしくお願ひいたします。

次に、諸支出金の基金費でございますけれども、また飛び飛びで申しわけございません。38ページ、39ページをお願い申し上げます。

諸支出金、基金費、38ページの7番になります。市営住宅事業基金費ということで、補正前の額2,382万4,000円、これに補正額1,320万円を増額させていただきまして3,702万4,000円ということでお願ひをするものでございます。内容につきましては、市営住宅事業基金積立金ということで1,320万円の増額をお願ひするものでございます。こちらにつきましては、利子の積立金が50万1,000円、分譲地売払い代金の予算の積立金といたしまして1,269万3,000円、これに繰越金等合計で1,320万円の増額補正をお願ひするものであります。

まず、利子につきましては、25年度末の基金の見込み額の利子50万1,000円ということで予定をしております。また、分譲地の売払い価格につきましては、最終2区画が残っておりまして、そちらが完売ということで今年度中に分譲売買処理が完成いたしましたので、その売買価格の入金ということで、25年度全37区画完売ということでご報告を合わせてさせていただきます。最終2区画の売買価格の入金ということでご理解をお願いいたします。

続きまして、繰越明許費でございます。また飛び飛びで申しわけございません。43ページをお願い申し上げます。横判になります。横判の繰越明許費資料ということで、2段目になります。

8 土木費、河川費、河川維持改修費2,650万円につきまして繰り越しをさせていただくものでございます。内容につきましては、そこでございます、右のほうになります、工事請負費が2,500万、公有財産購入費が150万ということで繰り越しを予定しております。工事請負費につきましては、具体的には貢川左岸水擁壁改修工事ということで500万円。これは開発1号線の沖田橋ですか、この上流になります。こちらは県の協議等がちょっと時間がかかりまして執行ができておったものでございます。3月中に発注ということになっておりますので、繰り越しをさせていただくものでございます。

もう1点、竜王新町沖田地内の水路、水害対策水路改修工事です。これも補正をいただいておりますが、用地交渉、地権者との協議がちょっと時間がかかりまして、今回の3月発注と思っておりましたけれども、工期内の時間が取れませんので、一部繰り越しをして対応をさせていただく予定でございます。

あと、これに公有財産購入費の150万円でございますが、こちらも新町沖田地内水路改修工事、こちらに伴う用地の購入費あわせて繰り越しをさせていただくものでございます。合計で2,650万円の繰り越しでございます。よろしくお願い申し上げます。

なお、沖田地内の水路改修工事につきましても、梅雨時、集中豪雨等で災害が発生するまでには完成をする予定で取り組んでいくところでございますので、ご理解いただければと思います。

以上、繰越明許費までよろしくお願い申し上げます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、建設課関係の質疑を終了いたします。

以上で、議案第2号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第2号について、討論、採決を行います。  
本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第2号を終了いたします。

引き続き、建設課関係の審査を行います。

ここからは特別会計の補正予算の審査を行います。

ここでお諮りいたします。特別会計の審査方法であります、歳入・歳出一括で説明を受け審査したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、歳入歳出一括で行うことに決定いたしました。

それでは、議案第10号 平成25年度甲斐市宅地開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、宅地開発事業特別会計ということでございます。予算説明書133ページからになります。よろしく願い申し上げます。歳入・歳出一括ということでございますが、資料133ページからですが、138、139の歳入、ここから分かれておりますので、このページで説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

まず、歳入でございます。財産収入、財産売払収入ということで、1目の不動産売払収入、補正前の額にありましては2,316万9,000円、今回の補正額1,269万3,000円お願いいたしま

して、3,586万2,000円ということをお願いをするものでございます。これは、先ほど説明を一般会計のほうでさせていただきました。2区画の不動産売払い収入ということで、右側39ページにあります1,269万3,000円を財産収入ということで計上させていただいたものでございますので、よろしくお願いたします。

それと、繰越金でございます。これも補正前の額につきましては1,000円、存置で計上させていただきましたが、6,000円確定いたしましたので同額で7,000円ということをお願い申し上げます。

続きまして、次ページになります。140、141ページ。こちら歳出ということでご説明をさせていただきます。

諸支出金、繰出金、一般会計繰出金ということで、補正前の額2,317万円、補正額1,269万9,000円、合計で3,586万9,000円ということで、ただいま説明をいたしました不動産売払収入、繰越金等を宅地開発の会計から一般会計へ繰り出しをいたします。繰り出しをいたしました後は基金等の積立金に回していただきますけれども、とりあえず宅地の会計から一般会計へ繰り出すための同額の補正でございます。141ページ、合計の1,269万9,000円を一般会計繰出金ということで処理をさせていただくものでございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。よろしくお願申し上げます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより、説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

河野委員。

○委員（河野勝彦君） 2区画販売したようですけれども、坪単価どのくらいでやったでしょうか。

○委員長（清水正二君） 飯沼係長。

○建設管理係長（飯沼源治君） 今年度6区画販売しました。それで、平均の坪単価になりますと11万3,260円になっております。

以上です。

○委員長（清水正二君） よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございませんか。



[発言する者なし]

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ちょっと確認をさせてもらいたいんですけども、この事業は開発して始めてから今回全部解決するまでどのくらいの年数がたっていましたですかね。

○委員長（清水正二君） 米山建設産業部長。

○建設産業部長（米山徳彦君） お答えします。

平成12年からこの冷間の分譲を開始していますから、14年が経過しているということでございます。

[「はい、わかりました」と呼ぶ者あり]

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、議案第10号の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第10号 平成25年度甲斐市宅地開発事業特別会計補正予算（第1号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより本案について採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第10号を終了いたします。

職員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時51分

○委員長（清水正二君） それでは、会議を再開いたします。

引き続き、歳入・歳出一括で説明を受け審査したいと思います。

議案第7号 平成25年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

花田上水道課長。

○上水道課長（花田茂美君） 午前中に引き続きまして、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案集の25ページになります。

議案第7号 平成25年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

第1条、予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ467万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,384万円とするものでございます。

第2条、繰越明許費につきましては、28ページの第2表繰越明許補正のところでご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、工事契約差金等の減額と県の工事の工期延長に伴います配水管敷設がえ工事につきまして繰り越しをお願いするものでございます。

26、27ページをお開き願います。まず、済みません、第1表歳入歳出予算補正であります。初めに27ページの歳出から説明をさせていただきます。

1款事業費、1項事業費について467万4,000円を減額し、7,596万9,000円とするものでございます。内容といたしましては、県事業でございます。蚕影山砂防工事、漆戸沢砂防工事、茅ヶ岳東部地区県道交差点改良工事の県事業3件、建設課所管の市道中村中2号線道路側溝改修工事に伴う配水管敷設がえ工事、計4件に係る設計業務委託料181万7,000円と市道下芦沢線改良工事及び吉沢地内におけます配水管敷設がえ工事の差額285万7,000円の合計で467万4,000円を減額するものでございます。これにより事業費は7,596万9,000円、歳出合計は1億2,384万円となります。

続いて26ページにお戻りいただきまして、1款……大変済みませんでした。補正予算説

明書では108ページ、109ページになります。歳入でございます。補正予算説明書では108、109ページになります。

失礼いたしました。歳入について説明させていただきます。

まず、1款の分担金及び負担金、1項負担金、簡易水道負担金、こちらにつきましては、431万7,000円を減額し、2,986万6,000円とするものでございます。内容は、先ほど若干説明申し上げましたが、県の工事3件と建設課関連所管の2件に係る設計委託料及び工事負担金の実績に伴う合計差金について減額を行うものでございます。

次の5款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、94万円を減額し7,581万4,000円とするものでございます。こちらは一般会計からの繰入金について、実績による不用額を4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費へ返還するものでございます。

6款繰越金、1項繰越金は、34万6,000円を減額し15万4,000円とするものであります。こちらは平成24年度分繰越金の確定によるものでございます。

7款諸収入、2項雑入92万9,000円を、こちらについては増額し93万円とするものでございます。こちらは昨年10月2日の落雷による停電によりまして、清川浄水場の原水流量計が故障いたしましたため、これの修繕に係る保険金を受け入れたものでございます。

以上、議案集のほうになります。合計で467万4,000円の減額となりまして、歳入総額を1億2,384万円とするものでございます。

では、議案集の28ページの第2表繰越明許費補正について説明申し上げます。

1款事業費、1項事業費、一般管理費につきまして358万5,000円の繰越明許をお願いするものでございます。本件は、亀沢地内におけます県の茅ヶ岳東部地区県道取付改良工事に伴う配水管敷設がえ工事におきまして、県工事の期間が延長され、同時施工としていた配水管敷設がえ工事の年度内完成が不可能となりましたため、繰越明許とするものでございます。

以上であります。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより、説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今、繰越明許をされて、これ県の事業だと思うんですけども、これに対して事業がおくれたということでは何か地域とかそういった利用者に対する影響とかそういうものは特別なないですか。

○委員長（清水正二君） 花田上水道課長。

○上水道課長（花田茂美君） お答えいたします。

当然において工期が延びるという形になりますので、その間の通行に当たっては支障を来す結果となります。地域の皆様には、そこら辺は事前に十分な周知とご理解をいただく中で対応してまいりたいと考えております。

いかんせんとも、県の工事と同時施工なものですから、ご理解をお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今言ったように、そういう点については、やはり看板等でもって工期のあれがよく示してあるわけで、その辺については今後そういった住民に対しての配慮も十分していただけるようによろしくお願いします。要望で結構です。

○委員長（清水正二君） 要望でいいですか、はい。

ほかに質疑はございませんか。

名取議員。

○議員（名取國士君） 先ほど108か9か、雑入で何か落雷でメーター器がだめで、それ保険金でといった内容をちょっともう一回。

○委員長（清水正二君） 水川係長。

○施設管理係長（水川良一君） 先ほどご説明しましたように、昨年の10月2日、落雷による停電で清川浄水場の原水流量計が故障いたしました。これがないと清川浄水場の処理関係の制御ができないので、急遽これを修繕いたしました。それに対しまして日本水道協会の損害保険に加入しておりますので、そちらのほうの保険会社から振り込まれたものでございます。以上です。

○委員長（清水正二君） 名取議員。

○議員（名取國士君） それを修理したのはこの92万9,000円にそっくりということではいいんですか。

○委員長（清水正二君） 水川係長。

○施設管理係長（水川良一君） 総額94万5,000円かかりまして、入ってきたのは92万9,500円、1万5,500円の差額がございます。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

〔「委員長、1件よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 花田上水道課長。

○上水道課長（花田茂美君） 済みません。先ほど最後で申し述べればよかったところをおく  
れてしまいました、済みませんでした。1件。

この補正とは、今進めております工事につきましては、このたびの大雪の影響によりまし  
て、現在進めております工事の中で1工事が事故繰越になってしまうのかという状況にござ  
います。今、詰めているところではございますが、結果等につきましては、次回の定例会等  
においてご報告申し上げますので、その点、よろしくご了承をいただきたいと思いを  
ます。

以上であります。

○委員長（清水正二君） これで、議案第7号の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第7号 平成25年度甲斐市簡易水道事業特別会  
計補正予算（第3号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第7号を終了いたします。

次に、議案第12号 平成25年度甲斐市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたし  
ます。

当局の説明をお願いいたします。

花田上水道課長。

○上水道課長（花田茂美君）　続きますして、議案集の47ページをお願いいたします。それから、お手元でございます平成25年度水道事業会計補正予算説明書についてもご用意をお願いしたいと思います。

それでは、まず議案集の47ページで、議案第12号　平成25年度甲斐市水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の上水道の補正の主な内容につきましては、双葉地区に計画いたしました新水源の用地取得と井戸試掘を中止したことに伴う関係予算及び工事契約差金の減額、一方、下水道工事に対して国からの交付金が今年度分として追加交付されましたため、同区間における配水管敷設がえ工事費などを増額したものでございます。これらにつきましては、説明の終わりのほうで補足をさせていただきたいと思っております。

まず、第2条の収益的収入及び支出のうち収入につきましては、第1款水道事業収益、第1項営業収益に90万1,000円を増額、第2項営業外収益は660万1,000円の減額、合計で570万円を減額し、水道事業収益の総額を8億1,171万6,000円と予定するものでございます。

次に、支出につきましては、第1款水道事業費用、第1項営業費用から2,536万5,000円を減額し、水道事業費用の総額を7億811万4,000円と予定するものでございます。

続いて、第3条の資本的収入及び支出につきましては、予算第4条本分括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、6億176万6,000円は過年度分及び当年度分損益勘定留保資金2億2,791万2,000円、建設改良積立金3億5,000万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,385万4,000円で補填するものとする」に改め、資本的支出の予定額を次のとおりとします。

まず、収入につきましては、第1款資本的収入のうち第3項負担金に1,876万9,000円を増額し、資本的収入の総額を8,724万1,000円と予定するものでございます。次に、支出につきましては、第1款資本的支出のうち第1項建設改良費から6,794万6,000円を減額し、資本的支出の総額を6億8,900万7,000円と予定するものでございます。

では、別冊の水道事業会計補正予算説明書をお願いいたします。1、2ページをお開きください。平成25年度水道事業会計補正予算実施計画について説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、1項の営業収益90万1,000円の増額は、下水道工事3カ所に対する国の汚水処理施設整備交付金が今年度分として追加交付されたことに伴う同区間における配水管敷設がえ工事の事務費でございます。2項営業外収益660万1,000円の減額は、24年度分消費税の確定に伴う還付金の減であります。

次に、支出につきましては、1項営業費用の2目配水及び給水費1,900万円の減額は、量水器及び漏水修繕費の残額でございます。4目業務及び総がかり費636万5,000円の減額は、料金収納業務などの実績に伴う委託料の残であります。

2ページをお願いします。続きまして、資本的収入及び支出のうち収入であります。3項負担金、1目他会計負担金1,876万9,000円の増額は、竜王地内における下水道工事3カ所に国の交付金が追加されたことに伴い、配水管の敷設がえに対する一般会計からの負担金であります。

次に、支出につきましては、1項建設改良費を6,794万6,000円減額するもので、内訳として1目建設工事費6,604万5,000円の減額は、小規模で老朽化が進みます双葉地区の施設整備を図るため、大岱と志田地内への新たな水源確保を計画いたしました。調査の結果、2カ所とも期待した取水量に満たなかったため断念したことによるものでございます。ちなみに、期待した水量は日量で大岱が1,800立方メートル、志田は1,200立方メートルを見込んだところでありましたが、結果は両箇所とも350から700立方メートルと期待を大きく下回る量でありましたため、井戸の掘削を中止し、これに計上した工事費を減額させていただくものでございます。

2目改良工事費4,009万9,000円の増額は、下水道整備に対する国の交付金追加に伴う配水管敷設がえの設計委託料と工事費の増、加えて竜王配水池補修工事の契約差金の減分のプラスマイナスの合計額でございます。

4目固定資産購入費4,200万円の減額は、先ほど来ご説明申し上げました井戸掘削予定地の購入費、補償費、測量費のほか更新設備の購入時の差金の合計額でございます。

3ページをお願いいたします。25年度補正予算資金計画について説明申し上げます。

区分の2行目でございます支払資金の内訳で、1事業費の2,536万5,000円の減、こちらにつきましては、検定満期の量水器及び漏水発生時の修繕料及び水道料金の収納業務委託料などの減額でございます。4の建設改良費1億1,104万5,000円の減、こちらにつきましては、水源の掘削工事費、用地取得費、測量委託費のほか竜王配水池補修工事費並びに設備更新時の契約差金でございます。

以上によりまして、5ページ、6ページでございます貸借対照表、こちらにつきましては5ページの末尾の資産合計、6ページ末尾の負債資本合計とも93億7,989万5,171円を予定しております。

以上であります。

それと引き続きまして、先ほどの簡水と同じくになりますが、上水道におきましてもこのたびの大雪の影響によりまして、現在工事を進めているもののうち複数の工事について事故繰越を検討しております。結果等につきましては、次回の定例会においてご報告申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより、説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。質疑ございませんか。

河野委員。

○委員（河野勝彦君） 資本的収入及び支出のほうの建設改良費、1の建設工事費の掘削で予定水量が出ないということで中止したということですよ。それで、結局、中止したことで需要に間に合うかどうか。

○委員長（清水正二君） 花田上水道課長。

○上水道課長（花田茂美君） 現状は給水に窮することはございません。説明の中でも若干触れさせていただきましたが、双葉地区は総じて各水道の設備の規模が小さい、それから当然において老朽化が進んでいるというようなことをもちまして、先ほど中止にしたらその対策はどうするんだというご質問にもなるかと思いますが、そこら辺については、まず施設について双葉地区については、いわゆる昭和56年以前の建物について耐震化工事、それで判断して施設の例えば配水池で言えば規模を大きくするかそういう対応をしていきたいと考えているところでございます。

○委員長（清水正二君） 河野委員。

○委員（河野勝彦君） 需要に満たしているということですが、ではなぜ2本を掘削したか、そこら辺の理由はどうですか。

○委員長（清水正二君） 市川上下水道部長。

○上下水道部長（市川孝嗣君） 双葉地区内の配水池につきましては、合計で9カ所あるわけでございます。一番小さいのが駒沢の配水池で95トン、それから一番大きいのが二ツ溜の貯水池で1,000トンということで、比較的に竜王地内に比べますと100とか200程度の小規模の配水池でございますので、先ほど担当課長申し上げましたように、その小規模の配水池を統合して、ある程度の500とか1,000とかというふうな大規模な配水池にしようということで平成24年度で予備調査を行いまして、どのくらい出るのかなという結果をしたわけで



ございますけれども、結果的にはうちらが求めていた予定数量に達しなかったということでございます。

そういうことで、現状を申し上げますと、数量で今9カ所あると申し上げましたけれども、9カ所あるポンプを1日16時間、最大ではございますけれども稼働させた場合、1日で9,135トンの取水が可能となります。そのうち25年度の今までの1日の最高のいわゆる水の必要、最大の水を使った量が8月の17日が最高でございましたけれども、6,876トンということで、今現状で16時間の稼働をすれば9,000トン、それで夏の一番暑いとき、8月17日に最大の数量が6,800トンということですから、十分満たされているんですけども、先ほど言いましたように、小規模の200トン程度の配水池が双葉地内には点在しているということで、それを統廃合して大規模なものにしたい。いわゆる今後のそういった計画にしたいということでやりましたけれども、結果的に思うような結果が出なかったということで、この内容については、また再配置の計画につきましては26年、27年度に策定します第2期の水道ビジョンのほうでまた統廃合の計画はしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

今現在では、十分賄えているということでございます。

以上です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ございませんか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、議案第12号の質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案第12号 平成25年度甲斐市水道事業会計補正予算（第3号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより、本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第12号を終了いたします。

職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時25分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

引き続き、歳入・歳出一括で説明を受けたいと思います。

議案第8号 平成25年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 午前中はありがとうございました。

それでは、議案集でいきますと29ページになります。あと補正予算説明書では113ページからになります。先に議案集のほうから説明させていただきます。

議案第8号 平成25年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第2号）でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ220万3,000円を増額しまして、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1,489万円とするものでございます。

それでは、補正予算説明書の113ページからになりますが、最初に歳入からですので118、119ページお願いいたします。

初めに歳入から説明いたします。第2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当

金、補正前の額が4万8,000円に3万7,000円を加えまして8万5,000円とするものでございます。地域し尿処理施設基金運用収入でございます。

次に、第3款繰入金、1項一般会計繰入金、332万1,000円から224万円減額をお願いいたしまして、108万1,000円とするものでございます。歳出補正減に伴います一般会計繰入金の減額でございます。

ページをめくっていただきまして、120、121ページ。次に、歳出の説明をいたします。

第1款衛生費、1項地域し尿処理施設費、目1地域し尿処理施設維持費、補正前の額1,654万5,000円から224万円の減額をお願いいたしまして1,430万5,000円とするものでございます。これは、経年劣化によります修繕を予定しておりましたが、修繕が少なかったための補正減ということでございます。また、施設の保守点検業務委託の請負差金もあわせて補正減をお願いするものでございます。

次に、第2款諸支出金、1項基金積立金、目1地域し尿処理施設基金積立金4万8,000円に3万7,000円を加えまして8万5,000円とするものでございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより、説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ございませんか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ございませんか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、議案第8号の質疑を終了いたします。

これよ、本委員会に付託されました議案第8号 平成25年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第2号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより、本案について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第8号を終了いたします。

続きまして、議案第9号 平成25年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） ありがとうございます。

それでは、議案第9号 平成25年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案集では33ページになります。補正予算説明書では123ページからになります。

まず、議案のほうからでございます。

議案第9号 平成25年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,152万5,000円とするものでございます。

それでは、補正予算説明書123ページからになりますが、歳入128、129ページお願いいたします。初めに歳入でございます。

第3款繰入金、一般会計繰入金、補正前968万6,000円から60万円の減額をお願いいたしまして908万6,000円とするものでございますが、これは歳出補正減に伴います事務費の繰入金の減額でございます。

ページをめくっていただきまして、130、131ページ。次に歳出でございます。

第1款総務費、1項総務管理費、目1一般管理費、補正前の額438万円から60万円の減額をお願いいたしまして378万円とするものでございますが、これにつきましては平成7年供用開始いたしました施設の経年劣化によります修繕を想定し予算計上しましたが、修繕が少なかったための減額の補正をお願いするものでございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより、説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、議案第9号の質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案第9号 平成25年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより、本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第9号を終了いたします。

続きまして、議案第11号 平成25年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） ありがとうございます。

それでは、議案集の41ページ、補正予算説明書では143ページからになります。先に議案

集のほうを説明させていただきます。

議案第11号 平成25年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,469万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,474万円とするものでございます。

それでは、補正予算説明書の143ページからになりますが、歳入の関係で148、149ページをお願いいたします。148、149ページです。それでは、歳入から説明いたします。

第2款使用料及び手数料、1項使用料、目1下水道使用料、補正前の額4億7,652万円から1,000万円の減額をお願いいたしまして4億6,652万円とするものでございますが、このことにつきましては、当初に多く見込み過ぎた分もあろうかと思いますが、毎年供用開始のエリアはふえているということで、使用戸数、使用料はふえておりますが、使用料収入は増増という状況でございまして、これは単価が段階的に上がる逓増式の重量料金をしいておる関係もございまして、下水の排除量によりまして単価が80円、90円、100円、最大160円に区分されておりました、このうちの大口の使用者の高料金の部分ですね、ここの部分の減額が大きく影響していると考えております。例えば、80円の区分が1万トンふえたとしても、160円の区分が5,000トンに減った場合、量は5,000トンふえておりますが料金収入は同じという計算になりまして、こういったことが大きく影響しているのではないかと考えております。

次に、第3款国庫支出金、1項国庫補助金、目1の下水道事業交付金1億2,200万円に4,500万円を加えまして、1億6,700万円とするものでございます。これは、汚水処理施設整備交付金事業費9,000万円、補助率2分の1の4,500万円、これは政府の経済対策によるものでございます。

次に、第4款繰入金、一般会計からの繰入金10億5,331万5,000円から464万5,000円の減額をお願いいたしまして、10億4,867万円とするものでございます。これは、釜無川流域下水道建設負担金の確定に伴います補正減と歳出補正減に伴います公債費繰入金の減額でございます。

次に、繰越金1,504万5,000円に4万4,000円加えまして、1,508万9,000円とするものでございますが、繰越金の確定によるものでございます。

次に、市債でございます。目1下水道事業債4億1,450万円に8,430万円加えまして、4億9,880万円とするものでございますが、流域下水道事業債160万円の増額。これは釜無川流域下水道建設費負担金の確定によるものでございます。

ページをめくっていただきまして、公共下水道事業債8,270万円の増額につきましては、政府の経済対策によるものでございます。

ページをめくっていただきまして、次に歳出の説明をいたします。

第1款総務費、1項総務管理費、目1一般管理費、補正前の額1億4,336万5,000円から1,097万4,000円の減額をお願いいたしまして、1億3,239万1,000円とするものでございますが、まず003の下水道総務事務費1,120万5,000円の減額でございますが、これは消費税及び地方消費税の確定に伴います補正でございます。次に、005の下水道使用料徴収費23万1,000円の増額でございますが、これは消費税法の改正に伴います甲府市の料金システムのカスタマイズに係る負担金でございますが、甲斐市、中央市、昭和町で等分に負担をするものでございます。

次に、第2款事業費、1項流域下水道費3億5,514万3,000円から11万8,000円の減額をお願いいたしまして、3億5,502万5,000円とするものでございます。財源でございます。流域下水道事業債160万。先ほど収入のところでも出ましたが、一般会計からの繰入金171万8,000円の減でございます。釜無川の流域下水道建設負担金確定に伴うものでございます。

第2款事業費、2項公共下水道費5億39万6,000円に1億3,050万円を加えまして、6億3,089万6,000円とするものでございます。財源でございます。国庫支出金が4,500万円、公共下水道事業債が8,270万円、一般財源280万円でございます。001の公共下水道建設費1億3,450万円の増額でございますが、政府の経済対策によります翌年度整備予定事業費の一部を補正するものでございまして、竜王地区3路線、敷島地区1路線、計4路線、延長で1,100メートルを整備する予定のものでございます。次に、002公共下水道維持管理費400万円の減額につきましては、国県道のマンホールの高さ調整の要請がなかったことや公共汚水ます設置に伴います舗装本復旧がなかったために補正減をお願いするものでございます。

第3款公債費、元金でございますが、一般会計繰入金を増額いたしまして一般財源を減額するという財源更正をお願いするものでございます。目2利子でございます。3億6,342万5,000円から470万9,000円の減額をお願いいたしまして、3億5,871万6,000円とするものでございます。財源としましては、一般会計の繰入金が1,890万1,000円の減額、一般財源を1,489万2,000円増額するもので、起債利子の確定によります補正減でございます。

ページをめくっていただきまして、地方債、平成23年度末及び平成24年度末における現在高並びに平成25年度末における現在高の見込みでございますが、表中の一番下右側の合計欄でございますが、平成25年度末現在高見込み額、件数で言いますと約300件になります。

が、合計で159億6,641万3,000円を見込むものでございます。

最後に、繰越明許費でございます。事業費、繰越明許費が1億3,450万円。左、財源でございますが、国県支出金が4,500万円、市債が8,270万円、一般財源680万円、節で工事請負費先ほど申しましたが、竜王3路線、敷島1路線、4路線の9,450万円。補償補填及び賠償金でございますが、上水道の移設補償費でございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより、説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、議案第11号の質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案第11号 平成25年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより、本案について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第11号を終了いたします。

以上をもちまして、議案審査は全て終了いたしました。



ここで職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時57分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

3の内容に入ります。

塩崎駅構内塩崎架道橋改築に関する施行協定の概要について、当局より説明をお願いいたします。

武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） 長時間、ご苦労さまです。

それでは、塩崎駅構内塩崎架道橋改築に関する施行協定の概要につきまして、説明をさせていただきます。

現在、塩崎駅関係の事業につきましては、ご承知のとおり、駅舎、ホーム拡幅、ホームの上屋等の工事を進めており、予定どおり10月には完成の見込みで工事を今進めているところでございます。また、今回説明をさせていただきます架道橋、いわゆるアンダーガードにつきましては、昨年JRとの詳細設計に関する協定を締結いたしまして、昨年の12月に完成をしたところでございます。設計完成に伴いまして、現在施行協定の協議に入り、おおむね協議が整いましたので、本日説明をさせていただきます。

本日お配りした資料をお願いいたします。施行協定の概要につきましては、JRとの締結をしました中央本線塩崎駅周辺整備事業に関する基本協定に基づきまして協定書を締結するものであります。

協定の相手方につきましては、東日本旅客鉄道株式会社、八王子支社長になります。

工事の位置、工程につきましては、まず位置につきましては甲斐市下今井地内、工程につきましては道路施設、鉄道施設とも協定の締結の日から29年度末の4年間を予定しております。アンダーガードの施行につきましては、財産区分によりまして道路施設、鉄道施設と分けております。まず、道路施設につきましては、今度アンダーガード、ボックスカルバート部分につきましては市の財産になりますので、これ市道新町山本線の施設となり、その財産が市の財産となります。鉄道施設につきましては、いわゆる線路の整備、仮ホーム等の改良等

の工事なりこれにつきましてはJ Rの財産となります。

工事の施工につきましては、東日本旅客鉄道株式会社八王子支社に委託をする予定でございます。

工事にかかる費用としましては、表にありますように、まず道路施設部分、甲斐市の財産になる部分ですが、委託金として12億7,575万円、鉄道施設部分、これは負担金となりますが2億4,360万円、合計で15億1,935万円で協定の締結をする予定であります。また、一番下にある細目協定につきましては、施行協定に基づきまして年度ごとに工事の内容、工事費等の必要な事項を定めまして細目の協定を締結し、年度ごとに出来高による清算を行っていくものでございます。この細目協定につきましては、協定締結後、新年度に入り早々に細目協定を締結する予定であります。

以上が今回アンダーガードの施行に伴います協定の概要となります。

また、現在、J Rと協定締結に向けての最終の協議を行っておりますので、この協定につきまして甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例に基づきまして、議会の議決が必要となるため、議会の最終日に追加提案をさせていただく予定でありますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

また、アンダーガード改築工事の概要につきましては、係長のほうから説明をさせていただきます。

○委員長（清水正二君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） 大変ご苦労さまです。

それでは、資料のほうをめぐっていただきまして2ページ、裏面になりますけれども、こちらの図面によりまして、説明をさせていただきます。

上段のほうに平面図、下のほうにボックスカルバートの断面図ということでお示ししてあります。平面図につきましては、平面図の上の部分が南口になります。下の部分が北口になりますので、南北がちょっと逆ですけども、そういう形でごらんになっていただきたいと思っております。下のほうのボックスカルバートの断面図につきましては、北口側から見た断面ということになります。

初めに、下の断面図のほうから説明させていただきます。断面図のほう2つに図面が分かれています。まず上のほうにある断面図の図面、これがボックスカルバートの本体をあらわす図面になっております。ここにお示ししています数字、単位がミリになっておりますので、メートルということで読ませていただきますが、ボックスカルバート本体の全体の

幅、幅員といいますか12.45メートルから12.2メートル、こちらから見て左側の部分が歩道部分になるわけですが、これにつきましては2メートル531から2.5メートル、真ん中の車道部分が4.029メートルから4メートル、右側の車道部分が4.184メートルから4メートル、ボックスカルバート全体の高さが5.75メートル、内側の有効部分が4.9メートルというふうに見ていただきたいと思います。

ボックスカルバートの下のほうの図面、こちらのほうはこのボックスカルバートの内側に路盤の工事を行って道路の形がこういうふうになるというふうな断面になっております。左側の歩道の部分につきましては、高さ2.5がメートル、車道の部分につきましては、これは一番右側のほうにあります3.2メートルというふうに空間を確保した形に施工されるものでございます。車道の幅員につきましては、真ん中のカルバート部分ですが、ちょっと小さくて申しわけありませんが、路肩がそれぞれ左に75センチ、右側に50センチ、車道の部分につきましては2.75メートルということで、こういう形で車道が確保されるというものでございます。

戻って、上のほうの平面図をごらんになっていただきたいと思います。カルバートの総延長になりますが、この平面図の中の右側の真ん中あたりに塩尻方というふうにあります。この横にありますのが総延長になります。21.621メートルの総延長になります。このカルバートの部分につきましては、線路の下の部分、それと北口側の部分、南口側の部分ということでボックスカルバートを3つつなげて施工するような形になりまして、総延長でこの21メートルのボックスカルバートがつながるというものであります。

大変簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はございますか。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） ちょっと1点いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） カルバートなんですけれども、車道のカルバートの幅員が4,029から4,000、4,184から4,000とあるんですけれども、このボックスカルバートは大体基準で4メートルとかとあるわけですね。そこら辺の184センチのずれというのは何かあるんですか。

坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） 説明が簡単で大変申しわけありませんでした。

2ページの平面図のところをごらんになっていただきたいと思いますが、北口側、平面図の下側になりますけれども、こちらの総延長が12.250というふうに書いてあります。これは、歩道、車道、車道、それと壁を足して全部で12.250メートルになると。逆にこの平面図の上側、南口側になりますが、こちらのほうにつきましては、歩道、車道両方足しまして12.450メートルになるということで、それぞれのボックスが道路の線形自体が変えられませんので、最大限考慮してつくっているわけですが、南口側のほうがちょっと左に傾くような形に見えるかと思いますが、それぞれそんな幅でそれぞれのボックスをつくっていくということで、内径というか総径もそういう形で違ってくということになります。

ですから、本当に真四角の正方形の立方体のもではなくて、半ば極端に言いますと長方体といたしますか、そういうものをつなげる形になります。

〔発言する者あり〕

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） 道路の有効幅員の2.75についてはそれぞれ確保しまして、路肩がそれぞれ変わってくると。中心線がこの中を走っていくという形になります。

○委員長（清水正二君） わかりました。

ほかに。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 1ページの下のほうに工事に要する費用とありますけれども、この施行協定の中で、JRでこれだけの金額、例えば2億4,360万という金額を負担してくれるということですか。それともJRはもっと少ない金額ということですか。

○委員長（清水正二君） 武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） 鉄道施設部分が2億4,360万円、道路施設部分が12億7,575万円ということで、JRで負担する部分につきましては、この架道橋のアンダーガードでは負担金はありません。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

河野委員。

○委員（河野勝彦君） 工事期間が平成29年度までということですよ。これを結局費用面

にすれば細目協定してあるから協定の中で年度ごとにその都度見直しがあるようだけれども、いずれ消費税も10%になる可能性もありますよね。そのときはまた10%の計算でやるということでもよろしいですかね。

○委員長（清水正二君） 武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） 一応今15億1,900万のこの金額につきましては、この工事に関する一番天のところを取っている数字なんです。確定はしていませんが、工事をやっていく段階で細目協定を結び、その都度、その年度ごとに出来高で清算しますので、一番最高限度額を今この15億1,900万円取っておりますので、この中でその年度ごとに清算した中で、もし27年度の10月からですか、消費税が上がる、今現在はこれ8%で見えていますけれども、2%分はの中で賄えるのであればこれはそのままいきますし、もしそれ以上になった場合については、またその年度の細目協定の中で金額を上げていくということで、この合計が変わる可能性もありますけれども、一応今JRとの協議の中ではこれが一番限度額ということで協定を結ぶ予定でございます。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） ちょっと構造的なことでお伺いしたいんですが、このアンダーガードのところ、当然これは南口は北口よりも低くなるわけですよね。現在、排水施設がありますよね。その辺の道路排水の施設というのは、ポンプ小屋が前ありましたよね。それはどんなあんばいになるんですか。

○委員長（清水正二君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） 今の有泉議員からのご質問、ボックスカルバートの断面図をごらんになっていただきたいかと思いますが、断面図の下のほうの図面になりますが、車道の部分の例えば真ん中の枠で言いますと下側の左端、右側の車道でいきますと右の下の端にちょっとございますけれども、これがV S側溝になります。このV S側溝がボックスカルバートの中を全部走っておりまして、これを北口のほうに最終的に集水ますで集めまして、北口のほうに新たなポンプを設置しましてくみ上げるという形になります。

平面図のやはり下側のところが北口になりますけれども、こちらのほうにそれぞれの車道

の幅員が書いてあります。4.003、4.022という地図のちょっと上のところに大きな四角ありますがありますけれども、これがこのボックスカルバート部分の水を全部受けます集水ますになっております。これを連結しまして、この絵で言いますと北口の今の仮の駐車場になっておりますほうにポンプを新しく設置をいたします。

以上です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） そうすると、今まであった既設のポンプ小屋の逆の方向の位置に今度新しいポンプ場ができるということなんですね。これは川のほうへ排出するんですか。

○委員長（清水正二君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） はい、議員さんのおっしゃったとおり、反対側のほう、北口方面の西のほうということですね、今の臨時の駐車場のほうにつくりまして、それを大塚線のほうの水路のほうに流す予定でおります。

○委員長（清水正二君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 先ほどの説明の中で、道路施設と鉄道施設で甲斐市財産とJR財産と説明があったんだけど、例えば全体の中でここの部分は甲斐市の財産だよと、この部分はJRの財産だよと、そういう区分けというかそういうものがわからないと、ここで言われてもわからないよね。その辺は何かわかりやすい格好で示してもらわんとわからないよね。

○委員長（清水正二君） 武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） 今言った甲斐市の財産部分とJRの財産部分の話ですが、この2ページの図面でありますカルバート部分、これはもう完全に甲斐市の財産になりますし、この上に線路があるわけですけども、その線路部分はJRの財産という分けですから……。

○議員（内藤久歳君） それはもともとJRのものでしょうか。その線路の部分というのは。

○委員長（清水正二君） 武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） 線路、当然JRの部分ですけども、このボックスカルバートの上、今回、今現在よりも広げますので、その上の部分は全部改良します、線路も。ホームも今4メートルつくってありますけれども、この上の部分も今回のこの工事の中で4メートルに広げたりしますので、その部分がいわゆるJRの財産ということになります。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） わかりました。それで、竜王のあそこと比較してちょっと、竜王のときは竜王のあそこの切符売り場のところがJRの財産ということで、JRの負担は2,300万だかその辺の金額だったと思うけれども、これが財産という格好になって、JRが2億4,000というそういう違いというのはよくわからないんだけど、その辺のところはどこでどういうふうに違うの。

○委員長（清水正二君） 武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） このJRの駅舎、またボックスカルバートにつきましても、現在山梨県内でも甲府、石和等やっておりますけれども、ほとんどがこれはもう全国的に整備をする場合は地元の負担ということになっておりまして、前回の竜王駅のときには3,000万ぐらいですか、それは駅舎部分の。

今回、これはボックスカルバートは市の全部負担になりますけれども、今つくっております駅舎につきましては、JRのほうで614万2,000円の負担をしております。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

名取議員。

○議員（名取國士君） ちょっと済みません。このカルバートの下のほうのを断面図で見ても、歩道の部分が2,500、内々でありますよね、幅が。これは歩道の部分だけでも、自転車も通るんでしょう。

○委員長（清水正二君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） 基本的に自転車を車道の中を通っていただくということになります。歩道は歩行者のみです。

○委員長（清水正二君） 名取議員。

○議員（名取國士君） そうすると、歩道は2,500十分あるんだけど、車道の部分とどっちをどうするんですか。両方つけなならんということでしょう、上がりと下りの、要するに。両方つけるっていうんでしょう、片側どっちかへ。車道。それどういうふうにつけるんですか。危ないんで聞いているんですよ。ただ平らにされたじゃ車にはねられたとかあるから、じゃあ車道は車道、自転車は自転車でやるのかどうか。そこまで検討してもらって……。どうですかね。じゃあ行きますよ。

○委員長（清水正二君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） ここは車道がそれぞれ4メートル以上で、幅員が

2.75確保されておりますから、この車道の中をそれぞれ左側通行で通っていただくと。ですから、先ほど言いましたように、この断面図北側から見ておりますので、北側からこれをおりて行く場合には、真ん中のところを左側通行で行くと。右側のところは、逆に新町の南口のほうから登って来る人が出てくるという形で、自転車も当然左側通行をしていただくということになります。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、塩崎駅構内塩崎架道橋改築に関する施行協定の概要についてを終了いたします。

引き続き、都市計画課関係のその他を行います。

都市計画課より、その他報告等がありましたら説明を受けたいと思います。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） そのほか委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 以上で都市計画課関係のその他を終了いたします。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時20分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

内容2番、冷間住宅建設工事の工期等の変更について、当局より説明をお願いいたします。

奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） お疲れさまでございます。

それでは、冷間住宅の関係でございます。後期の関係でご報告を1つさせていただきます。

冷間住宅につきましては、昨年6月、議会の承認をいただきまして、契約等確認をいただ



いたところでございます。それで工期につきましては、当初の予定ですと2月28日に完成ということで予定をしてございました。ところが、ご承知のとおり2月の初旬あるいはその次の週も大雪ということで、現場はもう身動きがとれないような状況でございました。

そこで、建物につきましては、2月中に県の諸検査も終了しております、新しく4月1日から入居を予定しておるところでございます。ところが、外構工事関係、主に植栽、フェンスの設置、周辺の舗装工事また自転車置き場等の建設にかかわります部分につきましては、全てが途中で雪のために身動きとれない状況になりまして、2週間あるいはそれ以上除雪ができない状態で進みまして、現場もぬかるみ状態で作業が中断しておりました。

そんな中で、業者のほうから工期延長ということで申請をいただきまして、2月の末日でございましたけれども、約1カ月、3月の24日までということで市長の決裁、確認をいただきまして、工期の変更ということで、ちょうど24日間くらいになりますけれども、延長ということで取り扱いをさせていただきましたので、ご報告をさせていただきます。

現在は、ちょっと雪もありましたけれども、それほどの影響もございません。順調に推移しております。新しい24日までには全体が仕上がる予定でございますので、ご報告をさせていただきます。

これと関連をいたしまして、これも報告になりますけれども、状況だけ。

現在、通常の導水路の工事を建設課で23工区発注をしております。いずれも昨年の秋口あるいは年末に発注をしました23路線、最後の工事となりますけれども、これにつきましても雪のために業者さんも除雪を無理を言ってお願いをした中で、工事のほうも現場も行けなかったような状況で、できない状況も結構続いております。そんな中で半分近く、工期内にはちょっと施工完了できないかなということで今確認をしております。事故繰越関係で取り扱いをさせていただくことになるかもしれませんので、事前に報告をさせていただきます。

なお、追ってまた結果については報告をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、冷間住宅建設工事の工期等の変更についてを終了いたします。

引き続き、建設課関係のその他を行います。

建設課よりその他報告等がありましたら説明を受けたいと思います。

米山建設産業部長。

○建設産業部長（米山徳彦君） それでは、建設産業部のほうで建設経済常任委員会に2月8日と2月14、15の豪雪についての対応、それから被害状況は全然説明しておりませんので、ここで若干ですが説明させていただくという時間をいただきたいと思います。

2月8日午前4時ごろから降り始めたということで、深夜まで降りまして、平地で44センチという降雪を記録いたしました。9日の朝ですけれども、積雪時における除雪作業に関する協定、それに決まっている内容で建設安全協議会に除雪をお願いしまして、11日には除雪が終了した状況です。積雪対応ということの中で、職員の配置体制については、第1配備のその2ということで、建設産業部の職員全員、敷島・双葉の地域課職員、それから消防・防災、それから総務課等々で57名が寄りまして対応しました。

2回目の大雪ですが、14日の午前5時から降り始めまして、翌日の午前11時までということで、平地で114センチという最大の記録を残しました。中山間等におきましては、150センチのところもあるということを確認しております。

14日の夕方、やはり協定に基づきまして建設安全協議会に除雪の準備をお願いしました。翌日かいてくださいということの中で、幹線道路を中心に除雪をしてその後公共施設34カ所、それから生活道路の除雪をお願いしますという依頼をしたわけですが、15日の朝になりましたらものすごい雪でございまして、除雪機、重機のところですね、オペレーターの方が会社まで行けないという状況、それから機械があるけれどもそこまでたどり着けないというようなことの中で、午後になりまして初めて数社が除雪を始めたという状況でございました。ほとんど除雪ができない状況でしたけれども、市内約1,437路線のうちの幹線道路的には70路線ほどあるんですけれども、そのうちの20%がやっと除雪ができたかなという状況でした。それで、そのときにはもう職員を第2配備と。216名出動をかけたまま、中には2時間半もかけて歩いて来て本部に合流した職員もいますけれども、そんな状

況でその日は第2配備で対応しました。

16日以降になって徐々に除雪が進んできましたけれども、幹線道路の1車線を確保するのが限度でありまして、多くの市民から生活道路の除雪の依頼が殺到しました。午前8時30分ごろ災害対策本部を設置いたしまして、第3配備態勢ということの中で職員全員総出で道路それから公共施設等の除雪を行いました。

17日の月曜日以降、幹線道路の2車線確保ということの中で、生活道路の1車線、ところどころ待避所をつくろうということの中で確保を行いました。また、雪捨て場として、市内8カ所、小・中学校の校庭、それから釜スポの駐車場をセットしまして、重機で除雪できない箇所については、職員がスコップを持ちまして除雪を行ったと。

それで、各課2名の雪かき要員ということで配備態勢を30名ひきまして、我々も建設産業部のほうは水路の詰まりと床下浸水等の対応をしまして、この職員たちについては、例えば通学路等々の雪かきをしてくださいという話で対応させていただきました。

22、23はやはり雪捨て場の監視も必要だろうということの中で、これは土日ですけれども、水路の詰まりの対応は建設産業部で行って、先ほどの要員につきましては各箇所に2名ずつ、午前・午後に分かれて対応をしたという状況です。

全ての除雪が終わったのが27日ですね。敷島地区の山間部を最後に重機で除雪を終了しましたけれども、まだ一部ちょっと通れない山林、林道等々ありまして、ちょっとその辺もやらなきゃならないということもありますけれども、そんな状況でした。

それで、除雪路線については、市内その時点で425キロメートルの約80%、350キロを除雪が終わりまして、その段階で市長に報告したと。議員各位におかれましては、地域の今の状況をこちらのほうに刻々と連絡をしていただきまして、まことにありがとうございました。私たちも全員が動ける体制ではありませんので、それぞれの立場のほうから見ていただいて、この道路を早くかいてくれということの連絡をいただいて対応したという状況でございます。

そんな状況と、建設産業部については、ですから8日の降り始めから3週間休みなしという状況で対応させていただきました。後ほど建設課長のほうから除雪費に対する補正もありますので、奥野建設課長から説明しますけれども、被害だけをちょっと説明をします。

被害については、商工関係はありませんでしたけれども、農業の被害が若干私たちが持っているものでありまして、今回の大雪に伴う本市の農業被害につきましては、現時点において28件の報告をいただいております。内容としましては、農業用の施設関係でハウスとかブドウ棚とか牛舎とか農業用倉庫の倒壊など全壊が27、半壊が18、一部損壊が4棟という

ことで、合計49棟となっております。

その他の水路の氾濫によりまして、やはたいもの親イモですね、種イモの水害がありまして、肉牛も5頭亡くなったというような被害も出ております。この件につきましては、農林振興課長のほうでまた後で説明をさせていただきます。

一応、被害、対応等の概要を説明させていただきました。ありがとうございました。

○委員長（清水正二君） 奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） ありがとうございます。

それでは、数字的な話の報告をさせていただきます。

お手元にこの表が、除雪作業経費一覧表ということでお配りをさせていただいております。これに基づきまして、今部長の話もございました。もちろん年間150万円程度ほど緊急ということで予算をいただいておりますけれども、とてもそれで賄う話ではございませんで、追加ということでお願いを申し上げる予定でございますけれども、新聞その他報道を見ますと、吉田で1億5,000万円、大月で2億円とか、ちょっと桁も違いますけれども、聞いたところ、もう運搬費やら重機ごとの単価やら、あとは前後につく作業員の単価やら、そんなものまでを支出、もういつも被害が発生するところですので、そんな計算もされているようなことを聞いております。

あと、甲斐市におきましては、100年に、なんていうことで、これまで経験のないような1メートルを超える積雪ということで、いろいろ建設業協会等の業者さんの皆さんには本当にご協力いただきまして、ここの表にあらわしてあります単価につきましても、市で年度の初めに契約をいたします重機の単価契約の単価とあと時間で換算をしてございます。それでご協力をいただくような形でお願いを総務部のほうでしていただきましたので、建設課のほうではそれに基づきまして概算でございますけれども、積算をさせていただきます。

8日、9日から始まりまして、15、16まで。ちょっと日数合計で最終がどこがということまで詳細にはできませんけれども、協力していただいた業者さんは全部で足しますと68社、ご協力をいただいております。そのうち8日が26社、15日にあつては53社の重機とオペレーターさんとご協力をいただき、除雪をご協力いただいてやったところでございます。

作業時間でございます。8日の大雪、15、16の大雪ということで枠をつくりまして、一番右側の下を見ていただきたいのですが、3地区合計53社とございます。これは、15、16の数字に入っていますけれども、8日の大雪のときは作業時間が524時間、右側へ行きまして15、16の大雪、この際は2,530時間、これ合計いたしまして最終的に3,054時間重機を出

していただきまして、無理を言いながらお願いはしたところでございます。これに重機の単価、いわゆるバックホー換算で5,000円、6,000円の単価しかございませんので、それで乗じてみますと、ちょっと多少重機の種類によって端数も出ますが1,699万8,400円、約1,700万円ということで、これはこれからの支払いを予定しております。これでは、不足であろうとは思いますが。現場へ私どもが重機をお願いしますと頼んだところで、「どうやって現場へ行くだ」なんていうその話からもう始まりまして、運んでいただいた業者、あるいは自走で行っていただいた業者もございまして、まちまちでございますけれども、一律単価ということでお願いをしてございます。

ということで、もとの予算が150万円ほどしかございませんので、消えてなくなる雪でしゃくにさわるんですが、1,700万円ですので、不足額について今回またお願いをする予定でおりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

1つ反省点でございますけれども、今回8日、9日の積雪のほうは部長の話にもございました44センチ、平地でということですが、これは普通にいわゆる苦情があったりいろいろしたときにも活動もできましたし現場へも行くことができました。除雪の作業のほうもそれほどではなかったわけですが、15、16と北部で、はかってぴったりではありませんけれども、140、150センチ、清川地区あるいは双葉の菖蒲沢等々の地区にありましては、胸まであったような話を聞いております。

そんな中で反省点がいくつかございまして、とにかく歯がゆい気持ちを大変思ったところがあります。15日の朝、職員参集をかけまして、とにかく家を出られないと。一番遠い職員は2時間半、先ほど部長にもありましたけれども、それぞれ1時間ないし2時間半くらいかけて歩いて、かき分けて集まりました。集まりましたところが、業者をお願いをしましても重機を動かすオペレーターが会社に来られないと。あるいは重機の保管場所まで行けない。除雪をお願いした場所まで、方法はいろいろあろうかと思っておりますけれども、とにかく現場まで行けないということの中で時間ばかりが過ぎてしましまして、15日ほとんど除雪ができませんでしたので、そんな状況でありましたこともご報告をさせていただきたいと思っております。決して緩んだ気持ちでやっていたのではございませんので、よろしくお願いをいたします。

あと、県道、国道の話でございますけれども、これも電話をいただく中で、早く何とかということで電話をいただくわけでございますけれども、即座に県のほうへ確認をいたしましたら、とにかく平地ではなくて孤立地域優先で動いていますので、しばらく時間がかかりますとそういう話の中で県のほうでは優先的な順位をつけ加えて除雪に入ったようです。

ということで、県道にありまして3日、4日くらいですか、あの4車線が対面通行の1車線くらいの状況であったかと思えますけれども、孤立地域優先でやっていたことも事実でございます。

こんな中でございまして、一応反省点とこれからの検討材料がいろいろございます。次に1メートル何十センチの雪がいつ降るかわかりませんが、一応建設課としての対応については、これからいろいろ検討をして、部長とも相談しながら、さあこういうときはどうするんだというふうなことで対策を再構築していきたいと考えております。

ただ、役所に出て来れなかった、現場に行けなかったというちょっと時間が長過ぎて、大変だったなということが1つ一番頭に残っております。

ということで、今後またいろいろご相談申し上げて対策を検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） それでは、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、建設課関係のその他を終了いたします。

ここで職員の入替えのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時42分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

主題4のその他に入ります。

農林振興課よりその他報告がありますので、説明を受けたいと思います。

興石農林振興課長。

○農林振興課長（興石春樹君） それでは、農林振興課から3点件の報告をさせていただきます。

初めに、2月議会に追加提出をさせていただきます大雪による雪害に伴う追加補正予算について説明をさせていただきます。

今回の大雪は、東北、関東地方を中心としまして各地に甚大な被害をもたらし、山梨県におきましても農業用ハウスの倒壊、ブドウや桃、サクランボ等の果樹に大きな被害を受けており、農家の皆様は施設の撤去作業や施設の再建に向け大変苦勞しているところでございます。甲斐市におきましても現時点で28件の被害の報告を受けておりますので、詳細を説明させていただきます。きょう、お手元にA3判の資料を配らせていただきました。平成26年2月14、15の大雪による甲斐市内における農業施設等被害状況一覧という資料でございます。

初めに報告させていただきますが、まずこの資料につきましては、被害者の本人から聞き取りをした全て数字等でございますので、ご承知おきを願いたいと思います。

まず初めに、番号1から28件、一番下まで28ございますが、竜王地区で14件、敷島で7件、双葉で7件の報告をいただいております。区分としまして、個人とあと法人ということで分けをさせていただきました。

まず、農業用施設等の関係ということで、被害施設等でございます。ブドウ棚を初めビニールハウスの倉庫また牛舎、ビニールハウスなど全体の被害面積としましては1万6,394平米でございます。あとその右側に施設被害の面積と農地被害の面積ということで、この1万6,394平米の内訳でございます。被害金額につきましては、一番下のほうに合計がございます。本人のこれも聞き取りの金額でございますが、3,760万円くらいになるんじゃないかということでございます。

次に、農産物の関係でございます。被害作物ということで、ほうれん草を初めやはたいも、ブドウの木、肉牛ということで6頭、そのほかサクランボ等でございます。被害金額としましては433万3,000円でございます。その横にいきまして共済の加入の状況ということで記入をさせていただきました。加入者は大分少なく、未加入が多いような状況でございます。

次にいきまして、被害施設の撤去の関係でございます。実施時期、施工者、費用ということで聞き取りをした金額によりますと583万円程度撤去費がかかるのではないかとということでございます。

次に、施設の再建ということで、やはり実施時期と費用ということで、一部再建はもうしないというような方もおります。そんな中で再建の費用合計が3,275万円でございます。融資関係ということで、再建に向けて融資の希望があるかどうかという調査でございます。希望融資額ということで2,370万円、その横へいきまして苗木の購入費用ということで、苗木については実施時期また費用ということで約3万4,000円ほどでございます。

下のほうへいきまして2ということで、調査方法でございます。JAからの情報の収集を初め認定農業者、各地域の農業委員さんからの被害状況について聞き取りを実施いたしました。上記情報をもとに職員によります現地調査を実施し、被害状況の取りまとめを行ったものでございます。

3番としまして、被害の内訳ということで、先ほどこの部分については部長からも報告がありましたように、農業用施設関係で全壊が27棟、半壊が18棟、一部破損が4棟でございます。

あと、右のほうへいっていただいて、全体の被害額でございます。施設と畜産物等で4,193万3,000円の金額でございます。その下のほうが地区別の施設の被害内訳、また右側のほうが地区別の農産物の被害の内訳でございます。

それで、今後の対応としましては、当面、早急な対応が求められる事業につきまして、追加の補正をさせていただくもので、倒壊したハウスなどの撤去費用の支援であります。県と市町村でそれぞれ2分の1を補助し、原則全額補助を行うものであります。

次に、倒壊した施設再建に伴う借入資金の利子を県と市町村でそれぞれ1%の利子補給を行うものであります。また、改植用果樹の苗木の購入の補助でありまして、県及び市町村がそれぞれ3分の1を補助するものであります。

今回の追加補正予算では、この3つの支援事業につきましてお願いをするものであります。

なお、倒壊したハウスなどの撤去費及び改植用果樹の苗木の購入費補助につきましては、平成25年度内での対応が困難でありますので、繰越予算としてお願いをするとともに、利子補給につきましては、債務負担行為をあわせてお願いをするものであります。

その他の支援事業につきましては、国及び県の動向を見ながら対応するとともに、市独自の支援等につきましても近隣自治体及びJAと情報交換をする中で本市の農家の皆様が不利にならないような対策を講じてまいりたいと考えております。

また、この大雪に関係するということで、現在農林振興課で13本の工事を発注しております。今回の大雪で竜王地内の水路の発注工事1件が事故繰越となるような状況でござい



すので、あわせて報告をさせていただきます。

次に、あと本格芋焼酎、第2の関係でございますが、あす3月7日から14日まで市内の14店舗で予約販売を実施いたしますので、お知らせいたします。

次に、上堰頭首工の災害復旧工事につきましては、2月21日に入札を行いまして、予定価格3,517万円、税抜きでございますが、それに対しまして請負額3,340万円甲斐市竜王にあります株式会社新光土木が落札をいたしましたので、報告をさせていただきます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

定例会の案件につきましては、質疑を省略いたします。

それ以外の内容について、委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） それでは、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） この説明の支援の体制ですけれども、新聞報道等でやっているああいった形に準じてやっていくということですね。

○委員長（清水正二君） 興石農林振興課長。

○農林振興課長（興石春樹君） おっしゃるとおりで、ただ国と県の細かい施策がまだ決まっていますので、その辺が確定をした中で、またきょうも午後から県のほうで説明会等を開いているんですけれども、そういう情報を収集した中で今後それなりの対応をしていきたいと考えております。

とりあえず、まず今回3つのすぐに取りかからなければならない撤去については、農家の皆さんすぐに取りかかるというような状況でございますから、それに関係する3事業について、補正を今回させていただくという状況でございます。

○委員長（清水正二君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 関連することですけれども、先ほどちょっと課長のほうから市独自の何かも検討するというようなことも言っていましたので、そういう点についても、これはもう想定外というか、大きなあれだったので、その辺もよく被害者と話をしながら心の通う支援をしていただきたいと思います。これ要望で結構です。よろしく願いします。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で農林振興課関係のその他を終了いたします。

その他として委員より何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ございませんか。

事務局から何かありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ありません。はい。

以上でその他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時51分